

第一百七十六回

参議院環境委員会議録第四号

平成二十二年十一月十一日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

十一月四日

辞任

柴田 巧君

辞任

水野 賢一君

辞任

市田 忠義君

辞任

大門 実紀史君

辞任

鈴木 政二君

辞任

福山 哲郎君

辞任

北川イッセイ君

辞任

長谷川 岳君

辞任

松浦 大悟君

辞任

大門 実紀史君

辞任

鈴木 政二君

辞任

市田 忠義君

辞任

水野 賢一君

辞任

市田 忠義君

補欠選任
水野 賢一君補欠選任
市田 忠義君補欠選任
長谷川 岳君補欠選任
松浦 大悟君補欠選任
大門 実紀史君補欠選任
鈴木 政二君補欠選任
福山 哲郎君補欠選任
北川イッセイ君補欠選任
長谷川 岳君補欠選任
市田 忠義君補欠選任
水野 賢一君補欠選任
大門 実紀史君補欠選任
鈴木 政二君補欠選任
福山 哲郎君補欠選任
北川イッセイ君補欠選任
長谷川 岳君補欠選任
市田 忠義君補欠選任
水野 賢一君補欠選任
大門 実紀史君補欠選任
鈴木 政二君補欠選任
福山 哲郎君補欠選任
北川イッセイ君補欠選任
長谷川 岳君補欠選任
市田 忠義君補欠選任
水野 賢一君補欠選任
大門 実紀史君補欠選任
鈴木 政二君補欠選任
福山 哲郎君補欠選任
北川イッセイ君補欠選任
長谷川 岳君補欠選任
市田 忠義君補欠選任
水野 賢一君國務大臣
副大臣
外務副大臣
環境副大臣

農林水產大臣政務官

田名部匡代君

山花 郁夫君

樋高 剛君

山下 孝久君

杉山 晉輔君

成子 隆英君

小栗 邦夫君

皆川 芳嗣君

林野 府長官

農林水產大臣官房技術總括審議官

官房技術總括審議官

水產廳增殖推進部長

環境大臣官房長

環境省自然環境政策局環境保健部長

鈴木 正規君

佐藤 敏信君

谷津龍太郎君

白 真勲君

大石 尚子君

川口 順子君

小川 勝也君

有村 治子君

山根 隆治君

轟木 利治君

轟木 利治君

國務大臣
外務大臣政務官
環境大臣政務官

農林水產大臣政務官

田名部匡代君

山花 郁夫君

樋高 剛君

山下 孝久君

杉山 晉輔君

成子 隆英君

小栗 邦夫君

皆川 芳嗣君

林野 府長官

農林水產大臣官房技術總括審議官

官房技術總括審議官

水產廳增殖推進部長

環境大臣官房長

環境省自然環境政策局環境保健部長

鈴木 正規君

佐藤 敏信君

谷津龍太郎君

白 真勲君

大石 尚子君

川口 順子君

小川 勝也君

有村 治子君

山根 隆治君

轟木 利治君

轟木 利治君

○委員長(北川イッセイ君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
○委員長(北川イッセイ君) ただいまから環境委員会を開会いたします。
○委員長(北川イッセイ君) 昨日までに、柴田巧君、大門実紀史君及び鈴木政二君が委員を辞任され、その補欠として水野賢一君、市田忠義君及び長谷川岳君が選任されました。

○國務大臣(松本龍君) お疲れさまでございます。COP10のお話がありましたが、それ議長国として、ここにおられるすべての皆さんのお力があつて私は、厳しい状況でありますけれども、ある程度の成果を得ることができたというふうに認識をしております。

○國務大臣(松本龍君) お疲れさまでございます。COP10の前で終了するという使命がありました。しかし、四年ぐらいたる前からCOP10で終了するという使命がありました。新幹線、マスク等、途上国と先進国との対立等々と言われて、私自身は必ずその真ん中に共通の利益があるはずだということで進めてきたところであります。

○轟木利治君 おはようございます。民主党の轟木でございます。

○轟木利治君 本法案の質疑に入る前に、大臣に少しお聞きしたいと思います。愛知県名古屋市で行われました生物多様性COP10において、大臣は議長を務められ、愛知県における多様な主体の連携による生物の多

目標、そして名古屋議定書が合意されたことに対しまして心から敬意を表しますとともに、大変御苦労さまでございました。そこで、各国との調整で御苦労された点は何ですか、また今回のCOP16に対し、名古屋での教訓を生かしてどのようなスタンスで臨まれようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○轟木利治君 おはようございます。COP10の前で終了するという使命がありました。しかし、COP10の報告書で二〇一〇年目標がほとんど達成できなかつた。生物多様性の損失速度を著しく減少させるという目標ができなかつたという、要するに失望というか、そういうものを全部共通を持っておられて、九月にはニューヨークに結集をされ、

○政府参考人の出席要求に関する件
○地域における多様な主体の連携による生物の多○政府参考人の出席要求に関する件
○地域における多様な主体の連携による生物の多○政府参考人の出席要求に関する件
○地域における多様な主体の連携による生物の多

十月には名古屋に来られたわけであります。

そういう意味では、ここをまとめる作業が大変厳しい思いでありますけれども、それぞれが、EUも途上国もすべてがやっぱり痛みをこらえながら譲歩し妥協してまいりました。そして、アフリカ始め途上国の方々も同じようにそれぞれ国の事情がある中で譲歩、妥協を重ねながらまとまりましたけれども、二十八日まで、もう夜中の零時までまとまりませんでしたから、議長提案をその後出すということを全体会議で報告をし、議長提案を最終日に出すに至りました。

そういう意味で、朝からずっと議長提案を、順番は構いませんけれども地域の方々に来てくださいといふことで来ていただきて、それぞれ地域でまとめてくださいという話をしまして、ようやく、その日の二時からその結果を聞く会合、全体で集まつたわけですけれども、それぞれ合意をしていただけで、また最後にアフリカ諸国が来て十分ぐらいいしやべられましたけれども、このときは本当に厳しい状況でありますけれども、最後は議長案で私たちはスタートをしたい、合意をするという言葉をいただいて合意が成立をすることができました。

しかし、これはそれぞれの国々が妥協に妥協を重ねた結果でありますから、まだまだ固いものではない。ですから、最後まで気を緩めることなくやつたというところであります。午前三時にまとまりまして感動しましたけれども、やっぱりこれからとの課題が一番大きいなということで、これらまたこの委員会で御論議をいただくことになりますかというふうに思つております。

十一月の下旬からCOP16がメキシコのカンクンで始まりますけれども、このCOP16も、今E.U.辺りが京都議定書の第二約束期間をつくろうという話がありますけれども、やっぱりこれは前提条件がしつかり要ると。すべての主要国が参加する中で、公平で実効性のある国際的な枠組みができなければならぬという私は前提条件はしっかりつくり上げていかなければならぬと思ひ

ます。

ちなみに、御参考までに言いますけれども、京都議定書の批准先進国は、つまり削減目標を持つている国のCO₂の排出量は一九九〇年のときは四二%ありました。世界の排出量の四二%を京都議定書の枠組みの中で排出していたんですけども、一番近い近似値でいりますと二〇〇七年は二八%になつて、四分の一強になつてしまつています。

もう一点、アメリカと中国は一九九〇年のときは三四%でありますけれども、今や二〇〇七年では四一・三%になつて、います。ですから、中国、アメリカが入らない京都議定書の第二約束期間はすべての世界的排出量を減らすという壮大な目的に比すれば、そういう意味ではこの枠組みの中で第二約束期間というのは、昨日おととい総理も答えられましたけれども、これはあり得ないと

いうことで私ども臨んでいきたい。しかし、やっぱり米国や中国の背中を押していくようなことも、EUとともにしつかり連携を組みながらやっていきたいというふうに思つております。

いずれにしても、厳しいメキシコ・カンクンでの交渉にならうかと思ひますけれども、国益を損なうことなくしっかりと臨んでいきたいというふうに思つております。

○轟木利治君 ありがとうございます。

環境省のスタッフの皆さんを含めて、本当に御苦労さまでございました。この参議院の環境委員会としても、二十六日だったと思いますけれども、COP10の会議に参加させていただき、また状況を見させていただきました。そのときに大臣の部屋にも入らせていただきて、当時、その日は近藤副大臣が御在室でございました。最初に私がつくりましたのは、近藤副大臣、家が古いのに毛布があつたのですからここで寝泊まりしていなかたと思ひましたけれども、そうではない

ことがあります。また、この法律によりまして、この法律によりまして地域の問題で少しお伺いをしたいと思いますが、この法案によつて地域の活動を促進していくことになりますが、國も逆にしつかり役割を果たしていく必要があると思つております。地域での活動を支援するとともに、國が責任を持つべきものについて保全をする必要があると考えておりますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(樋高剛君) ありがとうございます。とても大切な御指摘をいただいたと認識をしております。

この法律に基づく地域の活動に対しまして国として必要な支援を行つていくことは、法案の実効性を高める上でとても重要であると認識をしております。環境省といたしまして、例えば具体的に考えております地域の活動支援についてちょっと触れさせていただきますと、まず一点目といたし

いたしますが、我が国の生物多様性保全をする

上で、現在どのような課題を抱えられていると認識されているのか、また、この法案はその課題をどうのような貢献ができると考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(樋高剛君) 轟木先生におかれましては、日ごろから日本の環境政策推進に対しましての大変な御尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして敬意と感謝を申し上げます。どうぞ今後とも御指導いただきま

ります。

この生物多様性につきましてのまず課題とすることであつたろうと思つておりますけれども、日本本の生物多様性につきまして、まず第一の危機といふ点につきましては、例えば都市開発に代表されますが、いわゆる人間の活動によつて生態系の破壊あるいは種の減少、絶滅が行われるということがあります。

そして、第二の危機ということとありますけれども、これは里地里山などに対して人間の働きかけの減少による影響、つまり例えば下草刈り、あるいは落ち葉がきに代表されるような人間の働きかけがどんどん少なくなつてしまつたということの影響でございます。これが第二の危機でござります。

そして、第三点目の危機でありますけれども、外来生物などによる生態系の搅乱、マングースあるいはカミツキガメなどに代表されるようなケースでありますけれども、この三つの危機に直面をしているというふうに今認識をしているところでございます。

また、この三つの危機に加えまして、近年では、もう御案内とおり、地球温暖化による生物多様性の危機も生じてきているというものが現状でござります。

そこで、この法律におきましてどのような効果があるのかというお尋ねでありますけれども、地域連携保全活動計画が作成をされるということになりましたけれども、本当に御苦労さまでございました。では、早速法案の内容について御質問をさせて

まして、各地域で実施されている保全活動の情報収集、あるいはホームページ等を通じた発信を行ってまいりたい。そして第二点目といたしまして、地域連携保全活動計画の作成のための手引書を作るという、手引書の作成を行うということでありますけれども、これは法案の施行までに行うありますけれども、これは法案の施行まで行う予定となっています。そして三項目でございまして、地域連携保全活動計画の作成や、あるいは同計画に基づく活動の実施支援を行う、いわゆる地域生物多样性保全活動支援事業を行うと。これらの支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今先生からの御指摘がありましたけれども、国におきましては、自然公園法に基づく国立公園あるいは鳥獣保護法に基づく特別保護地区など国として責任を持つて守るべき地域、面でございますが、それでも、地域、あるいはまた、違う側面でありますけれども、例えばトキやイリオモチヤマネコなどの希少種についてはこれまでどおりしっかりと国として責任を持つて保全をしてまいりたいと、このように考へておきましては、自然公園法に基づく特別保護地区など国としてもしっかりと支援をしていくことが重要だと思ってございます。

○轟木利治君　是非、地方任せにならないように国としてもしっかりと支援をしていくことが重要だと思つてございます。

今お話をあつた、各地域によつて地域協議会をつくつて、そこへ運営を頼むんだが、やつてもらうんだというお話をござりますけれども、ほかの法案に關しても特に環境を守るという意味では地域協議会ができ上がりておりますが、いろいろお話を聞くと、地方によると、もう人がいらないんだとか、本当の意味での、本当に運営が回るのかどうか、こういったところも含めてしっかりとフォローをしていただかなければならぬと思いますし、今回の大きな特徴としては、NPO法人なんかも巻き込んでしっかりと情報交換を含めて国としても提供をしていくんだということでございます

けれども、特にこのNPO法人なんかがもう本当に真剣にまじめに取り組んでおられるところに、本当にどのような、情報提供を含めて提示できるのか、支援ができるのか、そして彼らが求めているものが何なのかと。

本来、今の私が知つてゐる範囲での情報でいくと、この法案でもなかなかまだそこを満足するところでは行つていなんではないかと思つております。これがスタートとして、当然、生物多様性の基礎法に基づいてこの法案ができ上がつて、施をしていただき、また充実を図つていただきたいと、こういった要望もさせていただきたいと思ひます。

ちょっと視点は変わりますけれども、次に、コウノトリやトキなどを保全する地域で栽培された農産物を地域ブランドとして売り出したり、保全活動の場所をエコツーリズムに活用したりする地域が出ております。このような環境を保全する活動を地域の活性化につなげていく取組が必要だと感じておりますが、この点についてどのようにお考へをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(鈴木正規君)　ただいま御指摘ありましたように、兵庫県の豊岡市のコウノトリや渡のトキの保護活動で見られますように、環境に配慮して作られた農作物というものを売り出して、こうしたものの認証制度を設けることなどによって、こうした活動が図られるという事例が全国各地で見られるようになってきております。

この法案は地域の生物多様性を保全する活動を促進するということをねらいにしておりますが、こうした保全活動が地域の活性化につながるといふことになりますと、ますます保全活動にも力が入つてくるということで好循環が生まれるんではないかなというふうなことで期待しているところです。

先ほど政務官からお話をございましたけれども、こうした良い事例につきまして情報を収集して、多くの方々に知つていただき、こうした好循環が生まれるように環境省としてもいろいろな意見交換等を通じて、皆さんとの課題あるいは政府としてやれること等について意見交換を繰り返しておりますけれども、この

一

環が全国各地で生まれるように配意していきたいというふうに考えております。

○轟木利治君　地域活性化も含めて是非しっかりと組んでいただければと思つてございます。

また、直近の新聞情報でございましてお聞きましたけれども、ナショナルトラスト活動についてどのように評価されているか、また、今後のナショナルトラスト活動を推進していくために何が必要であるかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木正規君)　ナショナルトラスト活動、先生御存じのとおりでござりますけれども、広く国民の方々から寄附を募りまして、その寄附で集まつたお金で自然環境の保全に重要な地域を購入し、その土地をきちんと保全していこうという民間の自發的な活動ということでございます。

こうした活動というのは、生物多様性の保全にとりましてはとても貴重な活動でございまして、これまでも大変な成果を上げてきていただいておりますけれども、今後ともこうした活動が各地で十分な成果を上げていくことが生物多様性を守つていく上で非常に重要なことだというふうに考えております。

現在、こうした形で活動をしていただいているところも含めて検討が必要だと思ひます。

まず民間団体の数は全国で約五十ございます。そして、こうした方々が土地を保有した面積は一万ヘクタールにも及んでおります。ただ、最近の活動事例を見てまいりますと、少しづつではありますが増えておりますけれども、非常な勢いで活動が増えているということころまでは言えないところがございます。

これは環境省の管轄ではないと思ひますが、逆に環境省としてもこういった区分をつかりやるべきということを訴えていただきたいと思つております。

そういう意味で、今回のこの里地里山法がしっかりと運営され、本当に充実した、そして自然を守る足掛けになることを期待しております。

少し時間が早いようですが、私は、この質問を終わらせていただきます。

方々からは、土地の買取りあるいは維持等につけてできるだけ円滑に進むように、また支障が生じないように環境整備を国としてはやつてほしいとお話しも伺っております。

こうしたことで環境省としても、こうしたそれの方の御意見を踏まえながら、例えば寄附金の形について現在所得控除のスキームを持つておられますけれども、こうしたことのほかに何かできることはないか等々、更に検討をしていきたいと思います。

これから課題は多いと思つております。

私も実は出身は大変山の方でございまして、実家も農業もうやめてしまいましたけれども、やはりそういう山林についてはもう人手がないというのが一番の日本の課題だと思つております。

その山林含めて自然を守ろうという人たちが本当に努力していただきたいことは大事だと思います。

それを貴重に、大切に扱つていかなきやならないと思つておりますが、そういう面では、寄附金を集めてそれで何とかしてくださいだけではなくて、やはり税法上何とかならないのかとか、そういう點も含めて検討が必要だと思ひます。

私は、やはり税法上何とかならないのかとか、それが持ち物なのかどうかと。こういったところがはつきりしない限りは、なかなかそこに実際の区分だと持ち物というものを感じたときに管理ができるのではないかなど思つております。

これは環境省の管轄ではないと思ひますが、逆に環境省としてもこういった区分をつかりやるべきということを訴えていただきたいと思つております。

そういう意味で、今回のこの里地里山法がしっかりと運営され、本当に充実した、そして自然を守る足掛けになることを期待しております。

少し時間が早いようですが、私は、この質問を終わらせていただきます。

○中川雅治君　自民党の中川雅治でございます。
最初に、生物多様性条約第十回締約国会議、COP10の結果について質問をさせていただきま

松本環境大臣におかれましては、議長役、誠にお疲れさまでした。今、轟木委員の御質問にもお答えいただいておられましたけれども、まず今回のCOP10の結果について松本環境大臣御自身の評価をお伺いしたいと思います。点数でいくと何点かかとどうう、よくそういう聞き方をしますねけれども、

○国務大臣(松本龍君) この参議院の環境委員会は、川口元大臣とか中川事務次官とか、もうそういうふうたるメンバーで足ががたがた震えるぐらいの今日は緊張してまいっておりますけれども、点数は人に付けていただきことにしたいとまず思つております。

COP10の大きな成果といいますと、懸案でもありました、みんながやっぱり失望感を持っていました。

ポスト二〇一〇年に空白期間を設けてはならない

ということが一つあります。これには二〇五〇

年の愛知目標、そして二〇一〇年までの目標等々

ありまして、いわゆるA B S名古屋議定書ができ

たことが大きな合意だつただろうといふに思

いますし、A B S にしましては十八年間一生懸命

事務方が頑張つてきた、CBDが頑張つてきて、

ようやく愛知で、名古屋でまとまつたというのが

一番大きいというふうに思つております。

モントリオールの会議で五月、七月、九月と今

月あつたんですが、もうこれはなかなかできない

という中で、日本が会議表を出してまで何とかま

とめようというのが最後に成就をしたというのが

私としてもうれしかつたというふうに思います。

ちょっと深掘りをさせてお話をさせていただき

たいと思いますけれども、今回の成果というと、一つは、すべての国々が言われたんですけれども、愛知、名古屋のホスピタリティーといいますか、もてなし方がすごく有り難かったというのが

これはやつぱり事務方が一生懸命それぞれの場で頑張つてくれたおかげだというふうに思つております。COP15が終わつて皆さんこちらに来られましたから、そことの比較もあつたんだろうと思ひますけれども、そういうこともありますた。

そして、今回一番大きかつたのは、今まで試みがないんですけども、非公式の閣僚級会議といふのを二十七日、二十八日、最終日の三日前からずっとやりました。これも非公式の閣僚級会議でオーブンであるという、何かよく皆さん御理解できないと思ひますけれども、とにかくオーブンにしていきながら、そして公平で公正な立場を貫いていこうということで、この閣僚級会議の得た合意を作業部会あるいは交渉人たちにアウトプットした、あるいはガイドラインを示してきました。ですから、ここでお話をされたときは、とにかく名古屋でABSをまとめましょう、COP10を

うことを言われましたので、そのときはもう涙が出るはどうれしかつたわけですけれども、しかしやつぱりここで最終的に合意しても、それぞれ妥協の案ですからまだガラス細工であると。これをしつかりしたものにするためにはもうその時点から危機管理を始めましょうということで、環境省、外務省それぞれに申し渡して危機管理をしてきたところであります。

ですから、もう二国間交渉はその日から絶対するなどということでやめさせました。一つの国が一つの文言を、これは駄目だ、この一文字を変えてくれと言つたら、すべての国が言い出しますからまとまりません。ですから、そういう意味では、最後、公平を貫いた、そして各国を信頼し切つたということが一番大きな成果だったかなというふうに思つております。

いろいろ話せば長いことがありますけれども、

資源提供国が求めていた廻及適用は認めないと、それから派生物については条約で決めずに当事者間の契約で決めるんだということで取りまとめができたということは私は良かったと思っておりますが、この名古屋議定書の十三条ですね、十三条におきましては、各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定するところですが、これは余りにもあいまいでありますし、今後に課題を残していると思います。

例えば、我が国の企業が遺伝資源を資源提供国から取得する場合に、資源提供国の法令や行政上のいろんな規制に全く触れない、反していないかどうかを確認するのは、資源提供国から証明書でも出してもらわない限りなかなか難しいんじやな

成功させましょう、ホスト二〇〇〇年をやりましよう、しっかりとやりましょうという閣僚級の合意をしつかり、合意をしていただいたことをファイードバックしていく。このことはこれから国際会議で物すごく大きな意味を持つとうに思います。交渉をする人たちが最終的に政治判断はなかなかできないですから、そういう意味ではいい試みを世界に示したんではないかと思います。

議長提案につきましては大変厳しかったです。もう最終日の朝の八時からそれぞれ議長提案を皆さんに渡してまいりました。私は、あえて皆さんに言つたのは、この議長提案は完璧ではありませんと言いました。というのは、やっぱりそれぞれがみんな完璧ではないと思っておられるわけですから、これ完璧な議長提案ですと言うわけにはいきません。完璧でないけれども、みんなこれでまとめてくれませんか?ということを口を酸っぱく

金が欲しいとか言います、EUは高い目標を下ろさなければならないと言いますけれども、私は、途上国がお金が欲しいとかいう、そういう生易しい思いでこのABSSをまとめたとは思っていない。そのくらいやっぱり世界の生物多様性を守るという思いがそれぞれの腹の中にはあって、それが結実したというふうに思つておりますので、この成果はこれから問われるというふうに思いますし、評価という点ではこれからが正念場であるというふうに思つておりますので、委員各位のこれからのお力添えをまた賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

○中川雅治君 今の大臣のお話を伺いました、まさに途上国と先進国で大きな対立があつてまとまらないんじゃないかというような事前の予想もありましたが、大臣の大変な御努力で一応の取りまとめができたということは私も評価をしたいと

いかと思うんですね。

資源提供国の土地の所有者、これはもう個人だとしますと、その個人が自分の国いろいろな法令とか行政上の規制を知っているとは限らないわけですから、その個人と日本の企業が契約をした場合に、その個人が法令に反していませんよというようなことを言つても、我が国の企業はそれを直ちに信ずるわけにはいかないということになりますと、やはり何か当該の方から法令とか行政上の規制に違反していませんよという証明書を出してもらうような簡単な道を認めていかないと、実際には実務上大変なることになるんじゃないかなと。同時に、我が国の行政当局も大変になるんではないかというふうに思います。

そういう意味では、資源提供国というのは途上国だけではなくて先進国もなり得るわけですから、結局、世界のほとんどの国のそういう遺伝資源提供に関する法令とか行政上の規制をデータ

ベース化する必要が出てくるのかなど、これは大変な作業じゃないかなというふうに思います。

それから、チェックポイントについて、特許出願時とか製造販売の許可時だというような例示はしないで一つ以上のチェックポイントを指定するということになつたわけがありますけれども、実際に資源提供国から取得をした遺伝資源を利用し

て製品を作つて販売をする、その過程で行政上の許認可が全く必要がないというようなケースもあるだろうと思うんですね。そういう場合にはどうぞチェックポイントにするのかという問題も出てくると思います。

さらに、そのチェックポイントをどこに置くのか、チェックの程度をどの程度にするのかは各国に任せられているというように聞いているんですけども、そうなりますと、国によって厳しいところ、甘いところが出てくるということになりますと、せっかく名古屋議定書という条約をまとめた意味が薄れてしまうというふうに思います。

○國務大臣(松本龍君) 一番大切な、そして重要な御指摘をいただいたと思っています。

○副大臣(近藤昭一君) おはようございます。

チェックポイントは、本当に今御指摘のとおりなかなか難しい問題ですけれども、遺伝資源の利用の監視に関する議定書第十三条、今おっしゃいましたけれども、一つ又はそれ以上のチェックポイントの指定とあって、指定されたチェックポイントは、適宜、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の締結、及び、又は遺伝資源の利用に関する関連情報を収集又は受理するなどあります。各國は、それぞれ今利用国の措置に自由度や裁量が認められるという規定になつておりますけれども、それぞれ国内事情で適切な措置を講じることとなり、国により監視の程度にも差が生じることはやむを得ないというふう

に思つております。

いずれにしましても、我が国では制度的な実行可能性や関係業界への影響等の観点も踏まえて、関係各省で十分な検討を行つていきたいと思っております。

これはやっぱり枠組みが決まつたわけですか

ら、ある意味では試行錯誤はしばらく続く私は思つております。みんなが合意はしましたけれども、例えばもうここ五年か十年ぐらい前からそれが相手の国とか、そういういろんなケースを試行錯誤して、あるところでは、企業は相手の国の企業と一緒にになって、その企業は途上国の政府がバツクアップしていますけれども、相手の国で特許を取つて特許をそこで登録したり、いろんなことがあります。これが相手の国の企業と、企業と一緒にになって、過去のことを振り返つたらあつたことが今まで、過去のことを振り返つたらあつたことも事実であります。

そして、例えばアルゼンチンに植物を採集に行つて、いろんなことを経験をしていきながら、相手にやつぱり森林を探索することの本当の意味

とかいうことも伝えながら、いわゆる知識とか技術を相手に供与していきながら、日本の国の企業が採集することを認めてもらえる。そして、

こういうまた枠組みがつくられましたから、それぞれみんな試行錯誤をしてやつていなければならぬというふうに思つております。

いずれにしましても、枠組みが決まつたといふことで、これからは逆に言うと企業はビジネスチャンスが広がつたというふうに考えていいだけで、コストではなくて投資だという思いで、この

状況の中、これを克服してビジネスを膨らませていくという作業が要るだろう。ある意味では、逆にこれを遵守をしなかつたら企業の社会的責任とか

かということにも問われかねない、あるいは損害賠償ということにも問われかねないということもありますので、慎重にそれぞれが対応していく

こと、その時に、我々もそうですし、環境省も

そうですし、様々関係省庁、バツクアップ体制を取つていくシステムをつくつていきたいというふう

うに思つております。

○中川雅治君 これからそういう意味で大変大きな宿題を負つたというふうに思います。

私は、例えば我が国の企業が資源提供国から遺伝資源を取得して大きな利益を上げる場合にそれを資源提供国に適切に利益配分をするということ

は、ある意味では民間資金によるODAの提供と同じような効果を持つものだというふうに思つます。

そこで、例えば資源を採取する対象の土地が途上国の個人の所有であるような場合に、その個人と今度は資源を取得する我が国の企業、これは我が国とは限りませんが、先進国企業とがその利益配分をどうするのかは、結局個々の契約に任されるということだというふうに聞いています。

そこで、例えればアルゼンチンに植物を採集に行つて、いろんなことを経験をしていきながら、相手にやつぱり森林を探索することの本当の意味とかいうことは疑問があると思います。

そういう意味では、この議定書ではそのような公正性を担保するにはどうすべきだと考へている大企業との間に本当に公正な契約ができるのかどうかということは疑問があると思います。

かくいうことは、この議定書ではそのような大企業との間に本当に公正な契約ができるのかどうかということは疑問があると思います。

そこで、例えればアルゼンチンに植物を採集に行つて、いろんなことを経験をしていきながら、相手にやつぱり森林を探索することの本当の意味とかいうことは疑問があると思います。

ただ、そういう中では、この条約の中で、遺伝資源を利用する場合には利用者が提供者と相互に合意する条件で契約を結び、公正かつ公平に利益を配分することを求めており、これまでも二〇〇二年に策定されたボン・ガイドラインを参考にしながら提供者と利用者との間で個別の契約により実施されてきたと。

ただ、そうしたことに対しても、今回の議定書においては、遺伝資源を取得しようとする利用者は当該遺伝資源の提供国の事前同意を得なければなりません。こういう一つの仕組みをつくつたわけでございます。また、この議定書の中で、後発開発途上国や島嶼国等における能力構築や人的資源の強化等に関する規定も設けさせていただいたと、そこで、例えれば資源を採取する対象の土地が途上国の個人の所有であるような場合に、その個人と今度は資源を取得する我が国の企業、これは我が国とは限りませんが、先進国企業とがその利益配分をどうするのかは、結局個々の契約に任せられます。これが相手の国と、そういうふうに聞いているわけであります。

そこで、例えれば資源を採取する対象の土地が途上国の個人の所有であるような場合に、その個人と今度は資源を取得する我が国の企業、これは我が国とは限りませんが、先進国企業とがその利益配分をどうするのかは、結局個々の契約に任せられます。これが相手の国と、そういうふうに聞いているわけであります。

参加していく中で結局はアクセスができるんだ
と、あとは契約だと、こういうことになります
と、アメリカなどは何も名古屋議定書に参加しな
くてもよいと、こういうことになってしまふと思
うんですね。

名古屋議定書を批准し、条約に参加をしない国がきちんと不利益になるようなことになればならないと思うんですが、この点について、環境大臣はどのようにお考えでしようか。

○國務大臣（松本龍君）　よく指摘をされる質問で、私もこのことをずっとCOP10が終わって後、考えてまいりました。大変重要な御指摘だと思つております。

果だうとういうふうに思つております。遺伝資源の利用により生じる利益が平衡かつ公正に配分されるように利用国が適切な措置を実施する旨が規定をされました。こうした議定書の規定を根拠に、公正な利益配分やアクセスの改善というメリットを得るためににはこの議定書が必要であつたと思いますし、したがつて、今後、名古屋議定書を締結する国が増えてくると思ひますけれども、COP10議長国の我が国としても様々なルートを通じて各国に働きかけていきたいといふに思います。

統合され、適切な場合には国家勘定また報告制度に組み込まれていると、こうあります。これはなかなか分かりにくい表現であります。これは多様性へのプラス、マイナスの影響を数字で示すということを要求しているんだと思うんですね。しかし、生物多様性にプラスになる事業をどうのよう数字で表し、マイナスになる事業をどのよう数字で表すのかということは、これは容易ではないと思います。そして、これを各国でばらばらにそのような数字の出し方を決めたり報告の仕方を決めるということであれば、これは意味のないことだと思いますので、まさに世界レベルで検

物多様性国家戦略を見直すとともに、ある意味では途上国のそういう実施能力を高めるための支援等も進めていきたいというふうに思つております。

目標二では、国や自治体などにおいて生物多様性の価値を認識し、様々な意思決定において考慮されることが求められていると思います。我が国におきましては、これまで生物多様性国家戦略を踏まえて国の各種開発計画に生物多様性保全の趣旨を反映させてきておりますし、新戦略計画、愛知目標の決定を受けて、こうした問題に更に取り組んでいきたいというふうに思つております。

一つ中身が違うのは、一九九二年、リオの地球サミットで気候変動枠組条約ができました。生物多様性条約ができました。双子の条約と言われておりますけれども、この双子の条約の中で、京都議定書の方は削減目標を、京都議定書の中で削減目標を設定されました。そして、枠の外にいる

しなくていいと、極端に言えば。それぞれの国ではいろいろありますけれども、拘束力がなかつたわけですけれども。

がでて締約国がたくさん増えてきたら、やつぱり枠組みの中に入ろうかやめとこうかという、いわゆる動きが出てくる。むしろそういう動きが出てることによって、今まで例えば土足で入り込むわけには、今までそういうこともなかつたと思いますけれども、そういうわけにはいかないんですよというアナウンス効果があつて、やっぱり枠組みに入ろうかということも、今おっしゃつたとおりに予想されるというふうに思つております。

是非たくさんの方々が総統国になって、これが動き出す、そして片方で人類の福利に貢献をする利用国と、そしてそこの生物多様性をしっかりと保全をしていかなければならぬ提供国が本当にワイン・ワインの形になっていく姿がこのCOP10の、ある意味では、これがうまくいけば大きな成

果だうとういうふうに思つております。遺伝資源の利用により生じる利益が平衡かつ公正に配分されるように利用国が適切な措置を実施する旨が規定をされました。こうした議定書の規定を根拠に、公正な利益配分やアクセスの改善というメリットを得るためににはこの議定書が必要であつたと思いますし、したがつて、今後、名古屋議定書を締結する国が増えてくると思ひますけれども、COP10議長国の我が国としても様々なルートを通じて各国に働きかけていきたいというふうに思います。

それぞれCOP10の報告の中でも、閣僚の懇談会でも訴えかけましたし、それぞれの個々の委員会のチャンネルの中でもそれぞれ各國に働きかけていただきたいと、そして適正なルールになるとうに。まだ動き出したばかりです。これがスタートと思つています。もうCOP10は終わりではありますから、スタートと思つていますから、皆さんの御協力もよろしくお願ひをしたいと思います。

ありがとうございます。

○中川雅治君 大臣も度々おっしゃつているように、まさにこれからだということでありまして、名古屋議定書につきまして取りまとめができたところと思つています。もうCOP10は終わりではありますから、スタートと思つていますが、余りにもこれから課題が多く過ぎるような、そういう気もいたしております。

もう一つの柱であります新戦略計画、いわゆる愛知目標、愛知ターゲットの方は、これは条約ではなくてまさに目標だということで、もつともっと抽象的でこれから課題がもつともつも多い、そういうものだというふうに思つております。これから更にこの点について世界各国で協議をしていし、また日本の国内でもいろいろな詰めをしていかなければならぬ、そういう課題のたくさんある目標だというふうに思つております。

例えば、この新戦略計画の目標二に、遅くとも二〇二〇年までに生物多様性の価値が国と地方の開発、貧困解消のための戦略及び計画プロセスに

統合され、適切な場合には国家勘定また報告制度に組み込まれていると、こうあります。これはなかなか分かりにくい表現であります。要は生物多様性へのプラス、マイナスの影響を数字で示すということを要求しているんだと思うんですね。

しかし、生物多様性にプラスになる事業をどのように数字で表し、マイナスになる事業をどのように数字で表すのかということは、これは容易ではないと思います。そして、これを各国でばらばらにそのような数字の出し方を決めたり報告の仕方を決めるということであれば、これは意味のないことだと思いますので、まさに世界レベルで検討しなければならないことだと思います。

遅くとも二〇二〇年までに、こうあります。が、今のこの時点で、あと十年でこういうようなことが実現できるのかどうか。例えばこういった問題がいろいろあると思うんですね。この点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(松本龍君) 御指摘のとおり、愛知ターゲットも、実はこれも作業部会一と二とA B Sがあったわけですけれども、二で最後の最後まで議論を重ねられました。メキシコの議長が本当に精力的にもう多分はとんど寝てないぐらい毎日毎日やつて、二十九日も、実はA B Sはある程度まとまつたんですけども、こっちのポスト二〇一〇年目標の方は十時半ぐらい掛かって、全体会議がそれで遅れて始まつたというぐらいの各国が熱心にやらされました。

そういう意味では、なかなか分かりにくいことがあるかもううかと思いますけれども、それぞれが高い目標を持つたり、そうではない、先進国はちょっと目標が高過ぎるとかいう趣上国の話もありましたけれども、こういう形でまとまつたとすることもあるうかと思いますけれども、それぞれしがちやつぱり、ティップングポイントといいますか、このポイントを超えたたらもう種が絶滅をすることも御理解をいただきたいと思います。

物多様性国家戦略を見直すとともに、ある意味では途上国のそういう実施能力を高めるための支援等も進めたいというふうに思つております。

目標二では、国や自治体などにおいて生物多様性の価値を認識し、様々な意思決定において考慮されることが求められていると思います。我が国におきましては、これまで生物多様性国家戦略を踏まえて国の各種開発計画に生物多様性保全の趣旨を反映させてきておりますし、新戦略計画、愛知目標の決定を受けて、こうした問題に更に取り組んでいきたいというふうに思つております。

また、国家勘定に生物多様性の価値を組み込むことにつきましては、世界銀行、私もゼーリック総裁と二度会談をしましたけれども、新しい枠組みも彼らは出して、知恵を出してきてます。世界銀行と連携をしながら、生物多様性の経済価値を定量的に把握をして政策決定に反映するための手法を開発することとしておりますので、この取組を通じてまた様々検討してまいりたいというふうに思つております。

○中川雅治君 次に、愛知目標の十一についてお伺いしたいと思います。

途上国と先進国との間で保護区を何%とするかをめぐつて激しい議論があつたと聞いておりました。最終的に、二〇二〇年までに陸域及び内陸水域については一七%，沿岸、海域については一〇%を保護区などで保全するという目標が掲げられることとなりました。この数字はマスコミなどでも大きく取り上げられましたが、どのような地域をもつて一七%，一〇%に計算するのか、この点も今後問題になるようと思われます。

例えば、陸域についての一七%でありますから、国立・国定公園や都道府県立自然公園の普通地域も計算に入つてしまふのかという問題があります。原文を見てみると、管理が不十分である保護区、孤立した状態になる保護区などは計算に入れてはいけないとも読めます。

はめてみた場合、現在、我が国では、陸域で何%が、沿岸海域で何%が保全されていると計算されるのでしょうか。端的にお答えいただければと思います。

○副大臣(近藤昭一君) 御指摘のとおり、第二条において、保護地域とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいうということになっているわけあります。その中で、我が国においては、国立・国定公園等の自然公園、自然環境保全地域等は少なくともこれに該当するものと考えております。

れども、みんなと認識をずっとしてきたのは、それまでの法律というのは、リゾート法でもそうでしたし、一九八〇年代から始まつたグリーンピア、旧年金福祉事業団の事業でありますけれども、これも八八年までに十三か所できて、今もう見る影もないというか、そういう状況になつていています。

つまりあのころの、二十年前の法律というのは、リゾートを造るために、スキー場を造るため木を切つたら補助しますよという話でした。そういう意味では、あのころ私が国会に上がつてすぐびっくりしたのは、木を切つたら税制措置で優遇されるのに、木を植えた人には何も優遇措置のある法律がほとんどなかつた。

ですから、そういう意味では八〇年代から九〇年代等々、グリーンピアもそうですし、リゾート法もそうです。あのリゾート法でできた建物や施設は外資にもう安くたかれて売却したり、いろんな意味で日本の国益が損なわれたという面もありますし、それぞれ国民のお金がそういうふうに無駄になつたというふうに思いました。

ですから、木を植える人に今度は様々税制、あるいは様々な措置をしていくという意味では、自然再生推進法は、私、七年前にたまたま環境委員長のときに委員長提案でさせていただきましたけれども、そういうふうに環境というものにやっぱりしつかり取り組んでいかなければならぬといふ思いが、経済がこういう状況になつた、山も荒れてきた、そして里山も人の手が入らなくなつて荒廃してきた、そういうことでやっぱりこういふ法律ができたわけですから、それぞれ、今財政的な支援というふうに言われましたけれども、ここにもう官僚が書いたペーパーがありますけれども、保全活動の情報収集のホームページ等を通じた発信、手引書の準備、地域生物多様性保全活動の支援事業等いろいろありますけれども、もう微々たるもののです。

計画の策定とか同計画に基づく活動の実施とか、これまで同様にしつかり取り組んでいきたいと書かれておりますけれども、本当にやつぱりこ

れらのことを厚くしていく、増やしていく作業がこれから私は必要なんだなと。まだ環境省も庁から省への、川口前大臣のときに序から省になったと思いますけれども、そういうやつぱり堂々ともないというか、そういう状況になつていています。

時代が変わつたと、もつ木を切るのはなるだけやめましょう、そして木を植えることに、そして自然を保護することに、生物多様性を守ることに、メダカやキヨウも今絶滅危惧種でありますけれども、そういうものをしっかりと子供たちに残していく作業をしていくためにこの法律はある意味ではあると思いますので、参議院の環境委員会の委員各位にもこのことをしっかりとお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願ひします。

○中川雅治君 今大臣おっしゃつたとおりであります、NGOやボランティアの方の財政的支援

といつても、もう本当に額は国家財政全体から見れば微々たるものだと思つんですね。しかし、そ

ういう本当に微々たる額ではあります、ボラン

ティアの方やNGOの方にとつてはやはりそ

ういう金額、環境省は元々予算規模小さいですけれども、その中でもやはりこういった予算を工面していいということは、私は優先順位を高くすれば十分にできることだというふうに思つておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

それと、財政的支援ということに関連するんで

すが、税制上の問題もあると思うんですね。法案の第十二条におきまして、「生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。」と、こうされ

ております。

○大臣政務官(樋高剛君) ありがとうございま

す。

私がまだ当選一回のとき、環境委員会初めての

理事になりましたときに、中川先生が当時たしか

めでありますけれども、今先生の御指摘を重く

しつかり受け止めさせていただいて、要望を力

強く後ろ盾をいただいたという思いを持ってやつ

しまりたい、頑張つてしまりたいと。また、先

動は生物多様性保全に向けた国や地方自治体の役割を補完する民間における非常に重要な取組であります。しかしながら、現行の税制におきましては、このナショナルトラスト活動による土地に対する不動産取得税(固定資産税について明文で非課税措置がないわけであります)。

これは、地方自治体のいろいろな判断で非課税措置がとられる場合もあるわけなんです。例えば、不動産取得税につきまして、条例で、知事は、天災その他特別の事情がある場合には不動産取得税の減免ができると、こう書いてあって、その他特別の事情かどうかというのを個々に判断をして、これはそういう場合だということで実際に不動産取得税が非課税になつたと、こういう事例もあるわけですが、実際にナショナルトラスト活動をやっておられる方からお話を伺いますと、やはりそれぞれの市町村の、自治体のあるいは都道府県の窓口の担当者の認識といいます

か、このナショナルトラスト活動に対する認識によってかなり扱いが違うということなんですね。よく認識してくださつている方は非課税にしまつて、実際に自分の持ち出しまで強いていくという形ではやはり進まないと思いますので、そういう金額、環境省は元々予算規模小さいですけれども、平成二十三年度の税制改正、これは地方税でありますけれども、この要望、生物多様性の保全を目的としていわゆる民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る非課税措置について、今強く要望させていただいているところでございます。

今、先輩から、先生からも御指摘ありましたけ

ども、平成二十三年度の税制改正、これは地方

税でありますけれども、この要望、生物多様性の

保全を目的としていわゆる民間の団体が行う土地

の取得又は所有に係る非課税措置について、今強

く要望させていただいているところでございます。

また、自然環境保全を目的とする、今御指摘を

ありましたが、特定公益増進法人に寄附を

する法人、個人への優遇措置を既に講じております。

これはもう既に今税制改正作業、政府の

方でやつておられる最中だと思つんですが、環境

省としてこの点についてはもう要求しておられる

のかどうか、今どんな状況になつてているのか、今

後の、何といいますか、見通しみたいなものも含めてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(樋高剛君) ありがとうございます。

私がまだ当選一回のとき、環境委員会初めての

理事になりましたときに、中川先生が当時たしか

めでありますけれども、今先生の御指摘を重く

しつかり受け止めさせていただいて、要望を力

強く後ろ盾をいただいたという思いを持ってやつ

しまりたい、頑張つてしまりたいと。また、先

ほどおっしゃつておりました、それぞれの先々で認識が違うのではないかというお話をありましたけれども、統一されますように注視をしてまいりたいというふうに思つてもいるところでございま

す。

ありがとうございます。

○中川雅治君 是非、そういう方向で頑張つていただきたいと思います。

この法案が成立しまして、本当に意味のある法案だつたということになりますようにしっかりと運営をしていただくようにお願いをしまして、私の質問を終わります。

○長谷川岳君 北海道の長谷川岳と申します。

札幌市民の九八%の水資源を供給している南区に住んでおりまして、札幌市の、特に定山渓といいう場所に住んでおります。家にはアカゲラ、近くにはクマゲラがすんでおりまして、私の家の五百メートル先にはヒグマの獣道もありまして、一度遭遇したこともあります。こういった生物多様性といふものに十分気配を感じられる場所に住んでおりますので、早速質問に入らせていただきたいというふうに思います。

二十一世紀というのは環境の時代と言われております。昔政権におきましても、新成長戦略の成長分野の筆頭はグリーンイノベーションであるというふうにしております。環境省における平成二十二年度一般会計予算額は二千七十二億円となつております。これは政府全体の予算額のわずか〇・二二%を占めるにとどまっております。環境省の平成二十二年度の定員は千二百四十五人ですが、これは国家公務員全体に占める割合の〇・二一%にもなっております。また、行政機関の公務員全体の定員に占める割合は〇・四二%になつております。この程度のマンパワーでは不十分ではないでしょ

うか。環境大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(松本龍君) ありがとうございます。

とても重要な話を聞いていただき、ありがとうございます。

全公務員における割合が〇・二%ということ

で、私どもも、私も環境大臣になりまして、九月十七日からですから、まだ五十日ぐらいですけれども、本当に多岐にわたつて環境省を取り組んでいるということを改めて気が付きました。まずインターナショナルでいえばCOP10、COP16がありますし、国内でいえば水俣病の問題、そして今言われましたように自然を守るということ、国立公園、そして地方では地方環境事務所の人たち

がレンジヤーで森を守つたり海岸を守つたり、様々取り組んでおられます。

そういう中で、環境省の定員の割合は、わずかでありますけれども、私は少しずつ増やしていくしかねばならないなという、自分自身はあります。しかし、そこで税金を使うわけですから、しっかりと、安いコストで多くの成果を上げるといふ本分はしっかりと引きわきまえていかなければならぬというふうに思います。

そういう意味では、厳しい財政状況の中ではかなりの省庁いろいろ削減をされておりませんけれども、それが今さんざんな状況にならぬ

こと、まさに思っています。

そういう意味では、厳しい財政状況の中ではなかなかいけない、まだ、それだけが責任を持つて地域を守つていくくという責務を果たしていただきたいというふうに思つておりますので、よろしく、また様々意見がありましたらお申し付けをいただきたいと思います。

○長谷川岳君 T P Pと生物多様性について伺います。

今までの、さつき言いましたリゾート法であるとか、様々なグリーンピアとか、近くの人は泊まりませんよね。宮崎に住んでいる人たちは宮崎のリゾートなんか行きません、きれいな海で泳ぎます。プールでは泳ぎません。ですから、近き者喜んで初めて、そのうわさを聞き付けて遠くから人がやってくる。このことをしっかりとやらなければこれから駄目だろと。昔の施策は、遠くから人を呼ばう呼ばうとして施設を造つたりしたけれども、それが今さんざんな状況になつていて。

だから、これを改めていくのがこれから新しい環境省については毎年増員が少しずつではありますけれども認められてきております。低炭素社会の構築や生物多様性の保全など重要な課題に一丸となつて取り組んでいきたいというふうに思つております。応援だと受け止めて、ありがとうございます。

○長谷川岳君 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案にあるように、環境とは地域に根差したものであり、地域によつて多様な環境を保全するためには地域に密着した行政を行うことが第一と考えます。国がしっかりと責任を持つて国民の生命、生き物、地球を守つていくためには、地

方の現場を、やはり現場の体制を強化化することを打ち出していかなければならぬのに、この程度のマンパワーでは不十分ではないでしょ

うか。聞かせたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 御指摘のように、地域の人たちがしっかりと頑張られる姿、そして地域住民とフォローアップ、フォローアップしていく姿をつくらなければならぬと思っております。

今おっしゃつたのは、私がここ十数年、政治で一番大事なことはということをずっと考えてきたんですけども、孔子様が二千年前に言つた言葉が一番大事だというふうに思います。弟子から政治の要諦はと聞かれて、孔子さんがしばらく考えてこう言つたそうです。「近き者説び、遠き者来る」「近き者説び、遠き者来る」。これは地方自治の原点だと思います。

今までの、さつき言いましたリゾート法であるとか、様々なグリーンピアとか、近くの人は泊まりませんよね。宮崎に住んでいる人たちは宮崎のリゾートなんか行きません、きれいな海で泳ぎます。プールでは泳ぎません。ですから、近き者喜んで初めて、そのうわさを聞き付けて遠くから人がやってくる。このことをしっかりとやらなければこれから駄目だろと。昔の施策は、遠くから人を呼ばう呼ばうとして施設を造つたりしたけれども、それが今さんざんな状況になつていて。

だから、これを改めていくのがこれから新しい環境の時代、今おっしゃつた二十一世紀、環境の時代だろ。だから、小さなその町の人が喜んで、本当にこれで良かったなということが実感できたときに、そのうわさを聞き付けて外から人がやつてくる。町おこしというのは、もう先生は町おこしの名人ですから、そういう意味ではそれが大事だらうというふうに思つてます。奄美地方も、レンジヤーの皆さんも活動していました。

そういう意味では、三日前も、地方環境事務所のやつたことではなくて、もっと自分自身が仕事を見付けてきていろんなことをやろうやといふことも言いましたし、自分を模倣するということもやめましょうということも言いました。

○長谷川岳君 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案にあるように、環境とは地域に根差したものであり、地域によつて多様な環境を保全するためには地域に密着した行政を行うことが第一と考えます。国がしっかりと責任を持つて国民の生命、生き物、地球を守つていくためには、地

方の改革については、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという補完性の原則の下でいろいろやつておりますけれども、いずれにしても、しっかりと、国と地方の役割分担をしっかりと行つていかなければならぬし、また、それだけが責任を持つて地域を守つていくくという責務を果たしていただきたいというふうに思つておりますので、よろしく、また様々意見がありましたらお申し付けをいただきたいと思います。

○長谷川岳君 T P Pと生物多様性について伺います。

菅政権は、十一月九日、T P Pについて閣議決定をいたしました。このような流れの中では、より一層の農地の大規模化、集約化が求められます。里地里山を守ることが困難になると思われます。いみじくも、時を同じくしてCOP10は開催されました。生物多様性を守るためにには日本の里地里山が高く評価されております。環境問題を克服するために、我が国は今こそ自國の誇れる伝統文化であるこの里地里山を世界に広める必要があると考えます。

このAPECのT P P参加検討とCOP10における里地里山の保全同じ時期に世界に二つの発せられるメッセージは全く矛盾するものであると考えますが、環境大臣としてはどのようにお考え方でしようか。

○国務大臣(松本龍君) T P Pにつきましては、関係諸国と協議を始めることが閣議決定されています。

今おっしゃつたとおり、COP10でもSATO YAMAイニシアティブが採択をされました。五十一の国や機関が参加をして、大きな今度のCOP10の成果だつうふうに思います。

里山という、奥山、里山、人里という、何か日本的一大ニニングといいますか、原生林があつて、里山があつて、そして人里がある、そういう日本古来からの住まい方、そういうことをしっかりと

やつていくためには、やっぱり農林水産業も含め

て大きな役割を果たしているというふうに思っております。そして、生物多様性の保全にも大きく貢献をしているということは、私も認識を一にしております。このような果たす役割についても、現在、政府部内において TPP 協定交渉への参加について検討を行っているところであると聞いておりますので、そのことについてもしっかりと心し

○長谷川岳君 議閣決定での検討という話になりますが、環境省としての試算を作らないのかとどうことの質問をさせていただきます。

例えば、里地里山のような集落が守られることによってどのような効果があるのか、数値的な試算は存在しないのでしょうか。逆に、TPPの推進によつて里地里山が守れないことでどのようなマイナス効果が考えられるのか、環境省主導で私は試算することなどというのは非常に必要だというふうに思います。

TPPの議論では、農水省、経済産業省が、そして内閣官房独自の試算を算出し、議論の俎上にのせております。例えば、農林水産省には農業の多面的機能の喪失額が三兆七千億円という試算が出ております。環境省も是非ともこのような試算を作るべきだというふうに考えますが、いかがでしようか。

○國務大臣(松本龍君) 大変重要な御指摘だと思います。 生態系と生物多様性のサービスという、T E E B、ティーライブという枠組みが今度様々なところでC O P 10の中で注目をされたんすけれども、今おっしゃったように里山があることによる経済価値、あるいはなくなることによってどれだけの損失があるか。森林があつて、湿地があつて、どこでもそうですねけれども、森林を取り除いて何か開発をする、そのときの経済価値、そしてそれを取り除いたときの損失。そこには様々な多様な生き物がありますし、生物がある、そしてC O 2 の吸収もあるということもあって、そういうものを

やつていかなければならぬということは今C.O.P.10でも様々議論があつて、私はこれは物すごく注目に値する話だというふうに思います。

しかし、環境省としてその損失がどのくらいあるのかといふのは、生物多様性の観点から試算を独自に行なうことは今のところちょっと考えておりません。総体としてはなかなか難しいというふう

里地里山は何ですかと、端的に御説明いただきたいたいと思います。

○副大臣(近藤昭一君) 長谷川委員におかれましては、北海道を中心の大変に全国的にも活躍をされて、ただ、愛知県出身であり、また私の高校の同窓でもあるということでございまして、環境問題についてまた一緒に取り組んでまいりたいといふうに思います。

里山でありますけれども、位置的には町と奥山の間ぐらいにある。例えは水田やため池、雜木林など、我が國の原風景とも言えるところだと思つています。ただ、その一つの特徴としては、長

年にわたる人間の働きかけを通じて形成をされた
きた自然の恵みやふるさととして魅力にあふれた
場であると、こういうふうに認識しております。
また、SATOYAMAニアティイブはこの
ような里地里山を含め、農林業等の人間活動を通して
維持形成されている世界各地の二次的自然環境
を広く対象としている。このことも私は重要なだ

と思っております。(つまり)日本の里山もありますが、世界各地にそれぞれの特徴を持った里山があるということであり、そこで人間と自然が共生関係をしている場であると、こういうふうに認識をしているわけであります。

それぞれの各国の特徴を生かしながら、この里山を守りながら人間が生きていくということ

でございまして、今回、世界各国から収集した事例を基に、日英両言語での事例、紹介ビデオ並びにホームページ等の視覚的な媒体も作成し活用し、その普及に努めているということであります。引き続き、里山を始めとする SATOYAMA A伊ニシアティブが対象とする環境のイメージや概念の普及に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○長谷川岳君 今の説明ですが、私たちの年代までは何とか分かると思うんですが、実は若い世代には分かるでしょうか。

先月開催された生物多様性条約締約国第十回の会議、COP10において、SATOYAMAイニシア

シアティブを推進するためにパートナーシップへ

シアティブを推進するためにパートナーシップへ参加することを奨励する旨の持続可能な利用に関する決議が採択されました。我が國の誇るべき伝統文化である里地里山を世界に広めるためには、それがどのような概念であるのかもつと分かりやすく説明する必要があると私は考えます。その方法論をもう一度伺いたいと思います。

例えば、私も子供に読んでいたのですが、桃太郎とか日本の昔話とか、あるいはアニメとか、あるいはシンボリックなイメージ、水田、畑などの、そういったより告知し、若い世代に分かりやすく伝えていくというような方法論をもう一度お

聞かせいただきたいたいと 思います。
○副大臣(近藤昭一君) 大変に重要な御指摘であ
ると思っていまして、まさしく私どもの年代とい
うことかもしれません。そういう意味では、私自
身の個人的なことで申し上げましても、里山とい
うか、こうしたものを大事にするという心を忘れ
てはならないということで、私も二人の子供がお

りますけれども、できる限り、なかなか休みといふのも取れないわけですが、休みにはこうした原風景には連れていくと、こういうふうに私としても個人的にはやつております。

また、SATOYAMAインシアティブパートナーシップの発足式に私も参加させていただきましたが、そこでのポイントは、NGO、NPO、

あるいは民間、様々な企業も含めて多くの方に参加をしていただき、こうしたネットワークの中で、また先ほども御紹介をさせていただきましたビデオ、事例、こういうものを紹介する中で進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○長谷川岳君 COP10ではアメリカ合衆国が正規の参加ではなくオブザーバーとしての参加でありました。アメリカ合衆国ではこの会議の存在自体が広く知れ渡っていないと伺っています。

環境問題は各国が連携して初めて解決に向かうものであり、超大国がオブザーバーとして参加ということでは実効性が伴わないと考えます。また米国に、アメリカに正式参加を促すために、何か

保安林は森林全体の三割程度しかありませんから、保安林でない森林についてもしっかり目を光らせいく必要があると考えますが、政務官としてもお考へをお聞かせください。

さて、林野庁は平成十八年から二十年における海外資本の森林買収の実態を調べる全国調査を行つてましたが、なぜこの調査の対象を三十ヘクタール以上の売買という広大な森林のみを対象にしたのでしょうか。また、平成二十一年における売買の実態調査を中止しているのはなぜでしょうか。国として、対象森林の条件を変更した上で、早急に実態の解明に向け本調査を再開すべきだと思いますが、見解をお聞かせ願います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生の御指摘のとおり、調査の対象が三十ヘクタール以上ということで、実は、これは大きな面積でなければその水資源、水を確保できないというような観点から、件数ではなくて広い面積ということで、この三十ヘクタール以上ということで調査をしていました。

もう一点、平成二十一年以降調査をしていないのではないかということですが、平成二十一年の七月に平成二十年の取引を対象に調査を行つています。それで、現在ですけれども、今年の四月から各都道府県に、面積にかかわらず土地の売買があったときにはしっかりと速やかに報告をいたやすくようにならざりとお願いをしているところでござります。

○長谷川岳君 もう一度質問しますが、売買の実態調査を中止しているというのはなぜでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 売買の調査は中止しておりませんで、平成二十一年の七月にもこの調査を行つています。平成二十一年の七月に行つた調査というのは平成二十年のその売買についての調査を行つたところでありまして、調査はやめていないというか、ちゃんと継続をしているところです。

○長谷川岳君 確認なんですが、平成十八年からずっと調査は続行しているという、もう一度伺いますが、続行しているという認識でよろしいでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 平成二十一年の七月に平成十八年、平成十九年の取引を調査して、平成二十一年の七月に平成二十年の取引を対象に調査を行つています。

○長谷川岳君 引き続きその実態調査を続けていたくことを望みます。

質問を変えます。

森林を守るために最も大切なのは国内の森林の所有者を把握するということであると思います。

特に一ヘクタール以下の森林の所有者、一ヘクタール以下の売買を含め所有者を把握する必要があると思いますが、政務官のお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生御指摘のところだと思つておりますが、これまでその把握が適切に行われていなかつたという状況があります。

○大臣政務官(田名部匡代君) それ踏まえて、今まで各都道府県からの情報に基づき取り調査などを行つてきたわけなんですけれども、やはりそれでは不十分だというこ

とで、今年、先ほど申し上げましたように、四月からは、面積にかかわらず売買が行われたときに届出をしてもらうということと併せて、国土交通省との連携、また登記簿の情報や地籍調査の情報報ということも含めて連携を取りながらその把握に努めているところでございます。

○長谷川岳君 届出だけではなくて、一ヘクタール以下の森林所有者、売買をしつかりと把握するためのあらゆる手段を取つていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 非常に重要なことだと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、各省庁との連携を取りながらその把握に努めてまいりたいと思います。

○長谷川岳君 今、日本で起こっている森林の買収問題の大半は保安林指定を受けていない民有林で起っています。私は、保安林イコール水源であるから保安林に網を掛ければ水は守れるというの非常に危険だというふうに考えます。そもそも

あわせて、やはり森林所有者がだれであつてもきちんとその適切な森林の施業が行われるようにしていくことが非常に重要だと考えておりますので、そういうことを都道府県に対してもしっかりと指導を行つていただきたいと考へています。

○長谷川岳君 今の体制でこのような問題が起きておりと指導を行つていただきたいと考へています。

もう一つ質問させていただきます。

○大臣政務官(田名部匡代君) 済みません、先生の今御質問でありますけれども、先生の今御指摘の国の機関というもの、もう一度、何の機関とおっしゃいましてでしょうか。

○長谷川岳君 本来ならば施業計画を出さないといけないです。ところが、かつての国立大学の演習林、今は独立法人になりましたが、こういつた本来ならば森林を守つたり、あるいはより研究を進めるべく演習林までもが施業計画出されないという実態がございますが、どういうようにお考へですかと。

○大臣政務官(田名部匡代君) 失礼いたしました。

○長谷川岳君 各演習林での独自の経営計画を策定をして計画的な施業が推進されているとともに、国立大学の時代には国有林として扱われていたことから、森林施業計画は作成されていなかつたところであります。

○長谷川岳君 是非ともこの森林施業計画を出すことについて、より強化をしていただきたいといふふうに考へます。

○長谷川岳君 国は、外国企業でもよいか森を売りたいといふふうに考へます。

○長谷川岳君 続けます。

○長谷川岳君 どうぞお聞かせください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生御指摘のとおり、この影響の大きさであるとか、また具体的に発生している問題と、それをしっかりと把握する必要がありますと思つています。

○大臣政務官(田名部匡代君) それを踏まえて、国防上というか、安全保障上

どういうことが必要なかということは他省庁との連携を深めながら検討していく必要があると考

えています。

○長谷川岳君 よく森林を駄目にしたのはいろいろ理由があるというふうに言われますが、その一つとして、森林所有者が森林施業計画を出してお考へをお聞かせください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 現在、森林法に基づいて、保安林に関しての伐採の許可制度であるとかその転用の規制が行われているところであります。保安林以外の部分に関しても、これは開発行為に対する許可制度というものが設けられています。

○大臣政務官(田名部匡代君) 五五年以上の森林施業計画が出されていない、かつての国立大学、今は独立法になりましたが、演習林があるというふうに聞いておりますが、どのようなお考へをお持ちでしようか。農水省の考へを伺いたいと思います。

が分からぬ森林が多数あり、コスト削減のための林道を造れない、あるいは海外資本が森林をかなり高い値段で買う、木材・林業関係の森林所有者が高齢となり後継者がいないなど、理由を挙げると非常に多くございますが、このように海外資本に森林が売られ続けるようなことは国家存亡にかかわる一大事であると考えます。

事実として、今日、私が入手した話でございますけれども、釧路湿原の摩周湖側、摩周側ですね、十七万坪を含む森林、原野等が売りに出されています。これは、生物多様性を守るということですで東京の会社が買う交渉をしていると地元の不動産会社から聞いておりますが、転売されるようなことがあります。農水省のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生の御指摘、そのとおりだと思います。

先ほど来申し上げておりますとおりに、所有者をしつかり把握するということと、売買の事実がどうなっているかということ、この実態調査をしてしまっていきたいと思いますし、あわせて、その森林の所有者がだれであれ、きちんととした公益的な森林の役割を守るために取組をしつかり行つていきたいと考えています。

○長谷川岳君 特にこういった問題は早急な解決が必要だというふうに思います。検討する以外に、しつかりとしてきちっとしたタイムスケジュールを作つて対策を立てていただくことを望みます。

COP10の議長国として、生物多様性に深く関与する森林を早急に把握し、その森林に関しての規制、監視を強化すべきではないかと。もう一度質問させていただきます。

全、再生、そして地域経済の活性化の両立を図ることとは生物多様性の保全の観点からもとても重要であると認識をしております。特に、先生がおっしゃいましたとおり、エコツーリズムにつきましては、地域の魅力を高める、そして多くの観光客を引き込むことにより地域経済の活性化につながるなど、自然環境に触れ合う機会をつくることにより環境保全の関心が高まつていくものであると認識をしているところでございます。

環境省いたしましても、エコツーリズムのためのプログラムの作成あるいはガイドなどの人材の育成、エコツーリズムのための基礎となる国立公園などの整備を進め、生物多様性の保全が元気な地域づくりにつながる事業を特別枠として要望をさせていただいているところでございます。先生は地域おこしのプロフェッショナルでございまして、是非こういった面でも御指導をいただきたいというふうにも思う次第であります。

そして、後段の部分でありますけれども、委員の御指摘は大変示唆に富む御提案であるうというふうに思わさせていただいたところでございます。

日本全国の各地には豊かな自然、風力、太陽光、バイオマスなど様々な環境資源が存在をしております。宝物であるというふうに思つてござりますけれども、こうした地域の資源を上手に活用する、住民も参加をしながら時にビジネス化も図つていこうと、そしてその利益を住民が享受をするということができれば、環境対策、それともう一つ大切な地域活性化を同時に推進することができる、今後の社会の在り方として理想的であるというふうに思つております。

このような観点から、環境省におきましては、地域資源を活用して、かつ地域住民も参加できる環境ビジネス手法といたしまして、環境コミュニティー・ビジネスというのを推進をさせていただいているところであります。今年の三月には、この環境コミュニティー・ビジネスを手掛ける方々を対象に資金調達の手段をまとめさせていただき

ました。また、ここに出資しようとしている方々を対象にファンドの設立方法を取りまとめたマニュアルを作成をさせていただいたというふうに、一步一步でありますけれども、具体的なことが今進んでいるということでありまして、こういふマニュアルも作つたりをしながら、広く情報提供をすることなどを通じて支援を行つてているところであります。

こうした地域資源を生かした環境ビジネス、地域それぞれに根差した、特性を生かした取組が全國的に広がつてていくということにつきましては、今後我が国において持続可能な社会づくりを進めしていく上で大きななきなきを握るというものであります。先生のお知恵もいただきながら取組を促進をしてまいりたいというふうに思つております。

ありがとうございます。

○長谷川岳君 環境を成長分野としてとらえるならば、豊かな自然を程よい富に変換する、地域の皆さんがあなたを享受できるような仕組みというのが必要だというふうに考えます。それがやはり国家戦略として環境を考えるということだというふうに思います。

私はやはり、地域再生のために、環境を主体とした、やはりもう一回公共事業の在り方を検討すべきである、そういう時期に来たというふうに思いました。従来の完結型の公共事業から環境循環型の公共事業へと切り替えるために、やはりどのような手段が必要か、国を挙げて知恵を絞るべき時期が来ていると思います。その意味でも、もう一度は伺いますけれども、地域の特性に密着したこれは伺いますが、地域の特性に密着した方針での政策推進をすべきであり、実効的な制度設計を期待しております。

環境省の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(松本龍君) 矢継ぎ早の質問ですごいなと思つてゐるんですけれども、大変今までの御指摘重要なふうに思ひます。

私は、この間ずっと思つてゐますけれども、ほど「近き者説び、遠き者来る」というふうに言つて、先ほど中川先生も言われました。また、この間ずっと育てていけば、ビジネ

いました。地域の人たちが喜んで初めて遠くから人が来るということが政策の原点だというふうに思つておられます。それこそ、よさこいソーラン祭りにしても、最初は百人か百五十人ぐらいだったと思います。五十人ぐらいから始まって、それを今進んでいるということでありまして、こういふマニュアルも作つたりをしながら、広く情報提供をすることなどを通じて支援を行つているところであります。

こうした地域資源を生かした環境ビジネス、地域それぞれに根差した、特性を生かした取組が全國的に広がつていくということにつきましては、今後我が国において持続可能な社会づくりを進めていく上で大きななきなきを握るというものであります。先生のお知恵もいただきながら取組を促進をしてまいりたいというふうに思つております。

ありがとうございます。

○長谷川岳君 環境を成長分野としてとらえるならば、豊かな自然を程よい富に変換する、地域の皆さんがあなたを享受できるような仕組みというのが必要だというふうに考えます。それがやはり国家戦略として環境を考えるということだというふうに思います。

私はやはり、地域再生のために、環境を主体とした、やはりもう一回公共事業の在り方を検討すべきである、そういう時期に来たというふうに思いました。従来の完結型の公共事業から環境循環型の公共事業へと切り替えるために、やはりどのような手段が必要か、国を挙げて知恵を絞るべき時期が来ていると思います。その意味でも、もう一度は伺いますけれども、地域の特性に密着したこれは伺いますが、地域の特性に密着した方針での政策推進をすべきであり、実効的な制度設計を期待しております。

環境省の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(松本龍君) 矢継ぎ早の質問ですごいなと思つてゐるんですけれども、大変今までの御指摘重要なふうに思ひます。

私は、この間ずっと思つてゐますけれども、ほど「近き者説び、遠き者来る」というふうに言つて、先ほど中川先生も言われました。また、この間ずっと育てていけば、ビジネ

スチャンスも広がつていくし、あるいはグリーンイノベーションということもありますけれども、C O₂を削減するという、今、子供たちもやつぱりそれが気が付いています。そして、サイドイベントもそうですねけれども、生物多様性のときも、サトモイベントに子供たちや若い者が中心になつてやつてきました。

ですから、そういう地域から発信して外から人が來るというのが、私は、すべてのこれから政策手段だらうと。遠くから人が來るために箱物を造るんぢやなくて、近くの人たちに、N P Oとか地域住民とか、そういう人たちにバックアップしていくやり方がこれからの新しい時代だと。私はもう十数年前からそれを言ひ続けておりますけれども、経済がこれだけ疲弊して、私は法案だと思ひます。

ですから、これが、先ほど中川先生も言われましたように、役に立つか立たないのかは、我々がこの法案に魂を入れていく作業がこれから必要なんだというふうに思ひますから、そのツールとして、いろいろ意味で、これもし成立したら、みんなで育てていきたいなというふうに思ひます。

環境ビジネスなんてことについても、今テレビを見ても何を見ても、もうエコ何とかとか、エコビジネスも変わつてくる。そして、最先端の技術を持つてゐる国が、今、民生部門、消費者の部門で今C O₂が一番削減されていないと言われますけれども、そういう人たちは今度そういう製品を買ふことで民生部門のC O₂を抑えていく。そういうところをずっと育てていけば、ビジネ

スチャンスも広がつていくし、あるいはグリーンイノベーションということもありますけれども、C O₂を削減するという、今、子供たちもやつぱりそれが気が付いています。そして、サイドイベントもそうですねけれども、生物多様性のときも、サトモイベントに子供たちや若い者が中心になつてやつてきました。

また、里地里山等をやはり五感で理解をするためにも学校外での授業が必要であります。北海道は、御多分に漏れず、北教組、大変強いところでございますから、こういった課外授業についての教師の認識を変えなければなりません。

環境大臣の意見をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君)

ここには、環境保全活動

環境教育推進法の基本法に基づきとかいろいろ書いてあります。今おつしやったのは大事な指摘だと思います。

一月ほど前に、生物多様性のキャンペーんで、浅井慎平さんとか草野満代さんとか、いろいろ課外授業とか様々なことが必要であるというふうに書いてありました。私もそのとおりだというふうに思います。

アメリカでは、例えば長いプリッジがあつて、そこの現場を見たり、そこを通つて物づくりに対する関心を高めようとか、やっぱり外に出ていろんな物づくりの現場、あるいは環境、里地里山の現場を見たり、そういうことが、小坂大臣もおられますけれども、そういうことが大事だろとうとうふうに思います。

もう一つは、やっぱり親と子の会話とか、先生と子供たちの会話はそうですけれども、やっぱり嘗み方とか、もつたいないという言葉がありますけれども、もつたいないとか、あるいはそういう何か小さなこと、地域での小さなことを、さつき無い物ねだりよりある物探しと言いましたけれども、その地域にいろんなおじいちゃんやおばあちゃんがいて、この人たちがいろんな知恵を持っている。こういう人たちと子供たちを接触させるとかいろんなことが、やっぱり環境教育も含めてそういう地域で発信をしていく、そしてそれを膨らませていく作業がいずれにしても必要だろうとうふうに思つております。

○長谷川岳君 どうもありがとうございました。特に森林の問題はランド、今一番やはり敏感な問題でござりますので、早急の対応をお願い申し上げたいと思います。これで質問を終えさせていただきます。ありが

とうございました。

○委員長(北川イッセイ君) それでは、午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

すれども、世界の種の約一五%はあるというこ

とでトップレベルに位置しているわけであります。

ので、この日本の生物資源、遺伝資源、これは非

常に大きな潜在力がある。いかに使うかというこ

とも含めて、これは日本の将来を大きく左右しか

ないそういうポテンシャルを持つているなど、

このように考えております。この点について大臣はどのようにお考えかというのが一点。

それから、ABCについてはアクセスと利益配分ということがありますが、アクセスがなければ

ビジネスの機会はない、ビジネスの機会がなければ利益を得られない、利益がなければ利益分配はない、これは基本であると思いますが、アクセス

したい生物資源、遺伝資源があるかないか、仮に

あったとしても開示がされていない、どこにあるかないかも分からぬ、そういう場合もあり得る

と。そういう場合にはアクセスのしようがないと

いう話になってしまいますけれども。

○委員長(北川イッセイ君) ただいまから環境委員会を開いています。委員の異動について御報告します。

本日、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として松浦大悟君が選任されました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

COP10で大臣、議長をおやりになりまして、愛知ターゲットあるいは名古屋議定書という形で合意を見まして、環境外交上も極めて大きな成果だと私は思つております。議長を始め事務方が懸命に努力した成果だと私は思つておりますが、ただ、先ほど大臣がおつしやったように、まだ固いものではないというところにこれらの課題があるんではないかなと、このように考えておりまして、後ほどその関係については質問をさせていた

だきますけれども、大変な御苦労であったと思います。敬意を表したいと思います。

それは、この生物多様性の関係で、私は日本

は非常に豊かな生物多様性を持つ国である。世界

の有数なホットスポットでありますし、三十

四か所世界にありますけれども、こういうホット

スポットの一つでありますけれども、こういふうに言われており

ますし、そういう意味で、生物資源、遺伝資源、

これは、日本は利用国であると同時に供給国でも

ある。それから、日本の海洋生物の関係であります。

○国務大臣(松本龍君) 加藤先生におかれまして

は、COP10の間、GLOBEの中心的な役割を

果たしていただいて、まさに議長国として、我々、本当にサポートしていただいて、本当に中

心的な役割をここにおられるすべての皆さんがあ

つていただいたおかげで、最後にみんなで知

恵を結集してまとまつたというふうに思つております。そういう意味では、改めて御努力に対して

敬意を表したいというふうに思つております。

御指摘のとおり、どこの国も、いずれの国も遺

伝資源の利用国になる、提供国になるということ

も、私はもう最初からそれをずっとと言い続けてお

りまして、そこで必ずどこの共通利益が生まれるということで、今先生おつしやったように、こ

ちらで遺伝資源を利用して医薬品とか食品とか人

類の福利に貢献するものができます。そして提供し

た国には、そここの生態系をしっかりと保存してい

く、そして利益を分配することによって様々な知

恵を途上国そして生態系の保存に与えることができるということで、大変重要な指摘だったという

ことです。

今日は手元に配付させていただいたデータベース

の関係ほんのちょっとしたデータベースの範

囲でありますけれども、各分野別に管理されています。

埋もれているデータ等についても、やはり私は

はネットワーク化を進めて、統合的データベース

として構築し、管理された中で海外からのアケ

スの増加につなげると。これも非常に私は大事だ

と思っておりますし、私の力点は、海外からのア

クセスについてといひよりは、やはり私は我が國

の資源が不当に海賊行為されはいけないと。日

本の伝統的な野菜など、いち早く優先的にデータ

化し、同時に、効率の良い監視、チエックのアル

ゴリズムなどをを持つ民間を含む省庁横断的なそ

ういう統合的なデータベースの構築、整備、これを

積極的に環境省がリーダーシップを取つてやつて

いくべきではないかなと、これが二点目でござい

ます。

以上二点について、環境大臣の御見解を伺いた

いと思います。

○国務大臣(松本龍君) 加藤先生におかれまして

は、今年の春でしたか、去年の春にちょっと松

本健一さんという大学の教授のお話を聞いて、海

岸線だけ言うと、小さな島の海岸線も含めて日本

はアメリカの一・五倍、中国の二倍だということを聞いたとき、なるほどなと思いました。オバマ大統領が言う前に日本は本当に海洋国家などということをそのとき痛感をしたところであります。

環境省としては、今申されたとおり、国立公園等の保護地域の指定や希少種の保護等により生物多様性を確保するということで遺伝資源を保全することが重要と考えております。また、こうした豊かな生物多様性に関する情報を整備することは重要と認識しております、環境省では自然環境保全基礎調査を実施して全国的な動植物の分布等を把握してまいりました。さらに、今年度からは我が国の野生動植物種の遺伝資源を含めた資源管理を行うためのデータベースの整備に関する調査を開始したところであります。

今後とも、こうしたデータの活用に関する可能性を検討してまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 既存のデータベース等を含めて、いかにネットワーク化して有効に使える状態にしていくかということが非常に大事だと思っておりますので、今答弁がありました内容について更に積極的に推し進めていただきたいと、このように思います。

国内のいわゆる法体制をどうするか、これA B Sの関係でありますけれども、たしか大臣も国内法を整備しなければいけない、批准の前にそういったことが当然必要になってくるわけでありますけれども、これ、確かにボン・ガイドラインはありますけれども、これは拘束されるものではないといふことがあります。我が国は、先ほど若干申し上げましたが、アクセスフリーというような状態になつてることを考えると、当然でありますけれども、国内法をしっかりと整備しなければいけない。

日本には、先ほど若干抽象的に申し上げましたけれども、具体的に申し上げますと、ワサビとかアシタバとかメシマコブ等々含めて非常に有用な

作物があると。これ、メシマコブは免疫増強作用があるとか、ワサビは食欲増進、防カビ効果、殺菌効果、あるいは血液の凝固を防ぐ抗血小板作用があるとか、あるいはアシタバについては胃液の分泌を抑える作用、強い抗菌作用があるし、血栓ができるのを抑える作用がある等々含めて、そういう薬効というのを持つていていうことで有用なものだというふうに考えられるわけでありまして、そういうことも含めて、いかに、先ほど申し上げましたようなアクセスフリーな状態をいか早く止めるようにしていかなければいけないと思ひます。

国内法の制定に当たって、これは議論されてきた内容でありますけれども、途上国から持ち出される生物、遺伝資源を厳しく監視する国内外の監視機関の創設、あるいは天然資源を人工合成した利益の還元、これをどうするか。あるいは、原産国への資金供与、技術供与の関係、それから原産国との同意書の関係、あるいは国内企業の管理体制づくり、なかなか厳しい課題でありますけれども、これも当然やつていかなければいけない。あるいは、海外からのアクセスに対応していわゆる手続と受付の窓口を日本政府にどうつくり上げるか。特に、これは今回の合意の中に盛られておりませんけれども、病原菌、派生物が明記されなかつたわけでありますけれども、これは議長国として、日本としてこれは国内法を考えていく場合にどのようなスタンスでやつていくかというのは非常に私は関心もありますし、恐らくそのほかの様々な皆さんのが注目しているところだと思うんですね。

以上のこと들을つて、現時点では具体的にいろいろ精査をする中で見通しをお示しすることは現時点ではできませんけれども、早期の議定書締結を目指して政府全体で取り組んでまいりたいとしてその中でいろんなことに対処していくかといふふうに思つております。

いずれにしましても、先生が御熱心でいらっしゃったPESの問題とかIPBES、気候変動のIPCC版ですけれども、こういったツールも今度深まりましたし、TEEBも深まりましたし、REDDプラスも深まってきたました。そういう様々な国際的な枠組みというか国際的な問題に対する日本も果敢に取り組んでいかなければなりませんし、リーダー国としてもしっかりと保全と円滑な利用が重要であるというふうに考えておりまして、また、遺伝資源を海外に依存いたします我が国にとりましては、このITPGRという取組につきましては、透明性があるとか公平性であるとか、スムーズな遺伝資源の入手を可能にするといふことで、非常に有効な枠組みであるというふうに考へておるところをございます。

このため、ITPGRの対応につきましては、今後、関係省庁と協力した上で、前向きに是非努力をしていきたいというふうに考へておるところ

早期に締結をしたいというふうに考えておりますし、今後、議定書の締結に向けて国会の承認を得るために各般の作業が必要だらうというふうに思つておるところであります。

A B Sの問題等々、今おつしやつたように、病原体の問題等もドイツを中心いろいろお話をありますけれども、議定書の中に書き込まれたように、お互い妥協する形でこういうふつになりました。緊急を要する問題、また世界にどれだけ貢献するかという問題等を含めて、これから様々、病原菌の問題も含めて議論していく、する必要があるだろうというふうに思つております。

まずは、議定書の日本語訳の確定でありますとか義務内容の精査や既存の国内制度との関連性の確認などを行つた上で、御指摘の遵守に関する監視や国内窓口の整備等を含めて、どのような国内措置が必要になるか、検討が必要だというふうに思つております。

今、大臣からも新しい深みが出てきたことがあります。私は、新しい視点が着々と出始めてきていると、それどころ内法、あるいはそれから国際条約の関係についても日本は適切な対応をしなければいけない、このように考えております。是非批准をすべきだと思つておられますか。

○政府参考人(小栗邦夫君) 先生御指摘のところ、遺伝資源全般につきましては、このA B SがCOP10で名古屋議定書で採択されたわけでありますけれども、植物の遺伝資源につきましては、既にFAOを事務局といたします食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、いわゆるITPGRが実施されているわけでござります。

この植物遺伝資源は、何といましても新品种の育成材料になるということで利用するということで、食料安全保障の観点からもその保全と円滑な利用が重要であるというふうに考えておりまして、また、遺伝資源を海外に依存いたします我が国にとりましては、このITPGRという取組につきましては、透明性があるとか公平性であるとか、スムーズな遺伝資源の入手を可能にするといふことで、非常に有効な枠組みであるというふうに考へておるところをございます。

このため、ITPGRの対応につきましては、今後、関係省庁と協力した上で、前向きに是非努力をしていきたいというふうに考へておるところ

いましたけれども、質問通告はしておりませんが、この辺についてはどうお考えでしようか。○國務大臣(松本龍君) 早期に、できるだけ早期にやつていただきたいというふうに思つております。

○加藤修一君 次に、農林水産省にお尋ねしますが、食料農業植物遺伝資源の国際条約、ITPGRというふうに言つておりますけれども、これ今ABSの問題等々、今おつしやつたように、病害虫の問題等もドイツを中心いろいろお話をありますけれども、議定書の中に書き込まれたように、お互い妥協する形でこういうふつになりました。緊急を要する問題、また世界にどれだけ貢献するかという問題等を含めて、これから様々、病原菌の問題も含めて議論していく、する必要があるだろうというふうに思つております。

まず、議定書の日本語訳の確定でありますとか義務内容の精査や既存の国内制度との関連性の確認などを行つた上で、御指摘の遵守に関する監視や国内窓口の整備等を含めて、どのような国内措置が必要になるか、検討が必要だというふうに思つております。

今、大臣からも新しい深みが出てきたことがあります。私は、新しい視点が着々と出始めてきていると、それどころ内法、あるいはそれから国際条約の関係についても日本は適切な対応をしなければいけない、このように考えております。是非批准をすべきだと思つておられますか。

○政府参考人(小栗邦夫君) 先生御指摘のところ、遺伝資源全般につきましては、このA B SがCOP10で名古屋議定書で採択されたわけでありますけれども、植物の遺伝資源につきましては、既にFAOを事務局といたします食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、いわゆるITPGRが実施されているわけでござります。

この植物遺伝資源は、何といましても新品种の育成材料になるということで利用するということで、食料安全保障の観点からもその保全と円滑な利用が重要であるというふうに考えておりまして、また、遺伝資源を海外に依存いたします我が国にとりましては、このITPGRという取組につきましては、透明性があるとか公平性であるとか、スムーズな遺伝資源の入手を可能にするといふことで、非常に有効な枠組みであるというふうに考へておるところをございます。

このため、ITPGRの対応につきましては、今後、関係省庁と協力した上で、前向きに是非努力をしていきたいというふうに考へておるところ

○國務大臣(松本龍君) 大変厳しい御指摘だし、これから我々も真剣にそのことに取り組んでいかなければならぬ。しかも議長国としての立場もありますから、名古屋議定書についてはなるだけ年

末ぐらいというか、その年度中という話がございましたけれども、報道によれば二〇一二

年がございましたけれども、報道によれば二〇一二年

でございます。

○加藤修一君 前向きに取り組むということはそれはそれでよろしいんですけど、前向きのもつと具体的な計画ですよね、いつまでこれはやるという点についてはどうでしょう。

○政府参考人(小栗邦夫君) このITPGRにつきましては、具体的な契約手続であるとか利益配分システムが既に確立されています。そういう意味では加盟した場合のメリットということが大きいというふうに考えておりますので、そういう意味で、関係省庁とも具体的に検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

○加藤修一君 それを検討会を立ち上げてやるという、そういう具体的な言い方をしてほしいんですね。検討、検討って、前回も検討ですから、いつまで検討という言葉が飛び交っているのか。それは検討会という具体的なものを設置するといふ、そういう発言はできないですか。

○政府参考人(小栗邦夫君) 関係省庁もございませんので、関係府省と連携を取りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 もう是非早くやつていただきたいと思います。

それから、今回、COP10で三年間二十億ドル、この資金を提供するという話になりましたが、これは外務省にお尋ねしますが、どこからこない資金を持つてくるんですか。どこにどういふうに使おうと考えています。もちろん途上国に対して様々な支援措置をするということになりますけれども、その辺、具体的にお願いいたします。

○副大臣(松本剛明君) 先生からの御質問でござります。

御承知のとおり、菅総理がCOP10の場におきました、いのちの共生イニシアティブということを表明をさせていただいたのが三年間二十億ドルの途上国支援ということでございますが、今回は議長国として力強い貢献を示して会議を成功に導く責任があるということから、生物多様性保全に関する初のコミットメントということで三年間二十億ドルの途上国支援について表明をさせていたました。本イニシアティブに基づいて、ODAなどを通じてポスト二〇一〇年目標の達成を目指す途上国の努力を支援をしていく、こういうことをになると思います。

まさに、ODAでこれから支援をしていく中で、この生物多様性に資するものをしっかりとこれだけ確保していくということをコミットメントをさせていただいたということをまた関係の皆さんにも御評価をいただけたのではないかと、このように思っております。

使途については、ODAでございますので、基本的に途上国各國からの御要請に応じてそのニーズや社会的状況を勘案をして個別に決定をしていくということになりますので、今のところ、あらかじめどの分野にどのように幾ら予算を割り振るということは申し上げる状況ではありません。内容は、円借款、無償資金協力、技術協力の二国間支援を途上国の一端に応じて行うとともに、多国間の支援も併せて途上国の努力を支援するというふうに思っております。

繰り返しになりますが、生物多様性保全に関する分野での三年間で二十億ドルの支援をコミットメントさせていただいたということが私どもとしても大きな意味を持つということでそのように申し上げたというふうに御理解をいただけたらと思います。

○加藤修一君 いや、私も大きな成果だと思っております。それをどこから持ってくるかというのは、ODAということですよね。ODAね。

○副大臣(松本剛明君) などです。

○加藤修一君 ODAなどね。分かりました。

それで、外務省に更にお尋ねするわけでありましが、これは途上国支援ということが大きいためで、途上国支援といふことが大きいためと思っておりまして、今までの途上国支援の関係について質疑がありました。私は群馬県に住んでおりまして、みなみ町の北部あるいは新潟県の県境に約十キロ四方の国有林、これ赤谷の森を対象にして様々な点が進められております。ま

く責任があるということから、生物多様性保全に

関する初のコミットメントということで三年間二十億ドルの途上国支援について表明をさせていたました。本イニシアティブに基づいて、ODAなどを通じて途上国の努力を支援をしていく、こういうことを

指す途上国の努力を支援をしていく、こういうことになります。

まさに、ODAでこれから支援をしていく中で、この生物多様性に資するものをしっかりとこれだけ確保していくということをコミットメントをさせていただいたということをまた関係の皆さんにも御評価をいただけたのではないかと、このように思っております。

使途については、ODAでございますので、基本的に途上国各國からの御要請に応じてそのニーズや社会的状況を勘案をして個別に決定をしていくということになりますので、今のところ、あらかじめどの分野にどのように幾ら予算を割り振るということは申し上げる状況ではありません。内容は、円借款、無償資金協力、技術協力の二国間支援を途上国の一端に応じて行うとともに、多国間の支援も併せて途上国の努力を支援するというふうに思っております。

繰り返しになりますが、生物多様性保全に関する分野での三年間で二十億ドルの支援をコミットメントさせていたいたということが私どもとしても大きな意味を持つということでそのように申し上げたというふうに御理解をいただけたらと思います。

先ほどの質疑も伺つておりますので、始めて速やかにその先の進捗が必要だという先生の御指摘、私どもしっかりと承つて対応させていただけます。かなるその先の進捗が必要だという先生の御指摘、私どもしっかりと承つて対応させていただけます。よろしくまた努力をしたいと思います。

○加藤修一君 是非、農林水産省も今日来ておりますので、そのほか関係の省庁と検討会等を立ち上げることを通して、しっかりと前向きの議論を進めて早く批准に向けて踏み込んでいただきたいと思います。

それで、外務省に更にお尋ねするわけでありまして、いのちの共生イニシアティブということを表明をさせていただいたのが三年間二十億ドルの途上国支援ということでございますが、今は議長国として力強い貢献を示して会議を成功に導く責任があるということから、生物多様性保全に

さに多様な主体、すなわち地域住民で組織する赤谷プロジェクト地域協議会、林野庁関東森林管理局、日本自然保護協会、この三つの中核団体が協働している赤谷プロジェクトというものであります。

まだ、利根川上流に位置する重要な水源の森であり、首都圏のほぼ大半の水、それを補っているわけでありまして、大きく六つのエリアに区分されけれども、非常に自然環境が変化に富んでおりまして、利根川上流に位置する重要な水源の森で何回も繰り返しますけれども、途上国支援の関係で、こういう国際条約が発効し、かつまたそれが進められているということなんですねけれども、まさにその二十億ドルの使い道の一端としてこういつた件についても是非検討すべきだと私は思つておりますけれども、その辺についてははどのようになりますけれども、その辺についてははどのようになりますけれども、その辺についてははどのようになります。

○副大臣(松本剛明君) ITPGRについてといふ理解でよろしくうござりますでしょうか。

これについても私どもの伴野副大臣が名古屋でございざつをさせていただいたところでございます。率直に申し上げて、これまでと違つて今回のCOP10におきまして遺伝子資源のアクセス、利益分配に対する局面が言うなら、大きく変わる段階に入つたということではないかというふうに理解をしております。そういうことをベースに議論ながら、このITPGRの締結に向けて国内的な検討を率直に言えば始めるということをごあいさつです。そのときも申し上げさせていただきました。

先ほどの質疑も伺つておりますので、始めて速やかにその先の進捗が必要だという先生の御指摘、私どもしっかりと承つて対応させていただけます。よろしくまた努力をしたいと思います。

○加藤修一君 御指摘の赤谷プロジェクトをもう一つちょっとと全国展開をしていくべきではないかと、このように考えておりますけれども、林野庁、来ておりますか、お願ひいたします。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 御指摘の赤谷プロジェクト、大変、生物多様性の保全ですか地域経済の持続可能性という意味でも大変に大きな貢献をしているんじゃないかなということございまます。これを全国展開ということでございました。これが全国展開ということでございましたが、私ども国有林を持つておりますが、例えば九州森林管理局におきましては照葉樹林で有名な綾野幌森林再生プロジェクトといったようなことを推進させていただいています。

そういう意味で、全国でも各所で行つております。

して、今先生からの御指摘ございましたけれども、こういった多様な方々と協働して森林再生をする、また生物多様性を保全していくくというような取組でございますので、私どもも積極的に全国で推進してまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 極めて力強い答弁をいただきました。林野庁がお持ちの国有林、もっと広げて取り組んでいただきたいと、このように思います。

それと、森林・林業、これの多面的機能という話もありまして、農林水産大臣が諮問いたしました。その答申が、林業に関しての多面的機能の経済効果、これは七十兆円と、年間七十兆円ありますよという話なわけですよ。その前に、やはりこの生物多様性をどう評価するかということも大事だと。それと、さらに、生物多様性に基づく生態系のサービスから受ける経済的な効用、効果、それをどうしっかりと把握するか、計測するか、そういうことも非常に大事だと思っておりますけれども、生物多様性についての評価のありよう、これをどう考えるか。

もちろんデータがなかなか収集できないという実態もあるようではありますので、こういった評価の関係、それから指標をどう対応するか、それからそれに対応する様々なデータをどう取り上げていくか等々含めて、生物多様性の評価については様々な課題がありますけれども、こういった点についてどうお考えかということ、さらに、今後のことを考えまいりますと、生物多様性に基づく生態系サービスの経済評価をどうこれから計測、評価するか、この二点についてまとめてお尋ねいたします。

○政府参考人皆川芳嗣君 御指摘の、平成十三年でございましたが、日本学術会議の方から森林の多面的機能についての経済評価ということで、各項目自体は足さないでくれというようなことを言われておりますが、今先生御指摘のように足し算と七十兆円ということになつているわけでございます。その中で、森林の生物多様性保全機能

ということについては、その時点ではなかなか貨幣評価という面では難しい点があるのかなという点を学術会議の方では、報告の中には入つてございました。

今回、名古屋議定書、さらには愛知目標の採択があつたわけでございます。そういう意味で、森

林の多様な生物多様性の状況を的確に把握して施策に反映するということが非常に大事でございまして、まずは生物多様性の状況を示す指標の開発ですとか検証といったことを平成二十二年度の予算でも対応させていただいておりまして、そういった検討を積極的に進めてまいりたいと。

いずれにしても、生物多様性保全の重要性という点を認識されている中で、国民の皆さんに森林の公益的機能ということを御理解いただくためにも、こういった点の指標の開発といふことは大事だと思つておりますので、引き続き進めてまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 これは、林業・森林等の経済評価、これについてはどうお考えですか。今まで諮

問して答申がありましたけれども、改めて新しい視点が出てきた中でどうそれをアプローチしますけれども、どうでしょう。

○政府参考人皆川芳嗣君 学術会議という大変

権威のある機関で平成十三年にお取り組みいただいだということをございますから、それを直ちにしまして、そこには地方公共団体も入りますけれども、その手法を開発しようとあります。日本もそのパートナーシップに入ることにしておりまして、こうした中で手法を開発していきたいというふうに思つております。

○加藤修一君 終わります。

○市田忠義君 日本共産党の市田忠義です。

質問時間も短いので、答弁も間われることだけますけれども、どうでしょう。

○加藤修一君 これは、林業・森林等の経済評価、これについてはどうお考えですか。今まで諮

問して答申がありましたけれども、改めて新しい視点が出てきた中でどうそれをアプローチしますけれども、どうでしょう。

○政府参考人皆川芳嗣君 これが、林業・森林等の経済評価、これについてどうお考えですか。今まで諮

問して答申がありましたけれども、改めて新しい視点が出てきた中でどうそれをアプローチしますけれども、どうでしょう。

○加藤修一君 最後の質問になりますけれども、

そういう経済評価をすると同時に、大事なことは将来的な話、かなり先の話の内容になりますけれども、環境、経済を統合する勘定体系をどうつく

世銀辺りもやろうという話になつてきておりますので。いわゆる環境・経済統合勘定、これについて私は、更に森林等、あるいは生物多様性等の経済効果を含めて総合調整をしながら調査研究というのを続行していくべきであろうと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(鈴木正規君) 今御指摘いただきましたように、国家勘定に生物多様性の価値を組み込むという話につきましては世銀が途上国と先进国、五、六か国ずつパートナーシップを組んでいます。そこには地方公共団体も入りますけれども、N G O の方にも入つていただき、それぞれ御意見をいただき、全体としてできるだけ良い計画を作つていくことやつております。

御指摘は十分考えた上で、今後ともそうした皆さんの意見が反映されるように運営に努めてまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 終わります。

○市田忠義君 もう千葉県の松戸市で里山の保全に取り組んでいる方からお話を伺いました。自治体から呼びかけて協議会的なものを立ち上げても数回の取組で中断してしまうところが少なくなり、しかし、ここでは継続した取組につながり、

里山保全に取り組む団体が年を追うごとに増えているそうです。地域住民、団体の方たちの意欲的な取組と運営の工夫、そして自治体が地主とのコーディネートや住民の主体性を大事にする努力をしていると。

こういう経験をお聞きしますと、上から枠をはめるんじゃなくて、住民、団体が主役ということを根本に据えるということが大事だと思うんです

が、この点についてはどのようにお考えでしょ

う。

○政府参考人(鈴木正規君) 今回御提案している

法案は、市町村が計画を作る、他方で、実際活動をしようとしているN P O の方々から提案を受

けるというふうな仕組みになつております。これ

は、こうしたN G O の皆さんの意欲等々をしつか

り計画に反映させながら、土地所有者の方にはやはりN G O の方に対しても少し不安感もあるとい

うふうに聞いておりまして、そういう中で市町村が計画を作るということによつて土地所有者の方

する政策評価を実施して、主務省に対して勧告を行いました。その中で、地域住民や団体が主体的に取り組めていないと問題点を指摘しています。こういうことは住民や団体の力を發揮してもらうことはできないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これは担当者で結構です。

二〇〇八年四月に総務省は自然再生の推進に関

の御理解も得やすくなるという面も考えて今回こういうふうな御提案をさせていただいております。

実際、NGOの方々と今御指摘ありましたように自治体の方々が力を相互に協力して発揮していくだぐというのが成功につながるんじゃないかなというふうに思っております。

○市田忠義君 千葉の松戸のような例はどういうふうに評価されますか。上から機械的に枠をはめんじやなくて、できるだけ自主性尊重すると。これでうまくいっているという経験なんかはどのように認識されるでしょう。

○政府参考人(鈴木正規君) 大変申し訳ありませんが、その具体的なケースについてちょっと詳細を存じ上げてないんですが、うまくいっているケースというのは、やはりその両者の関係が非常にうまくいっていて、NGOの方々も積極的に参加されるし、自治体の方もきちんとコーディネートをされるというふうな形でよく聞いております。

○市田忠義君 住民、団体が主役になる取組を進める上でも私も自治体のイニシアティブが大変大事だと、そう思っています。しかし、本法案の上位に位置する生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定している自治体は今年九月末で八道県四市だけであります。こういう状況でまた新たな仕組みを作ろうとしても、果たして進むんだろうかと。

どうして策定が進まないのか、その原因を把握、分析されているのかどうか。把握されておれば、その理由、分析についてお答えいただきたい。

○政府参考人(鈴木正規君) 私ども伺つておりますと、やはりどうやって作つていいか分からぬというお話を聞きましたので、作成の手引書などを作成しまして、そうした形で地方自治体の方にも説明会を開いてその地域戦略を作つていただくようにお願いしております。

確かに今御指摘のとおり、でき上がつたのは数少ない、まだ八つぐらいなんですけれども、検討

中あるいは取り組み始めておられるところもかなり出でておりますと、今後この動きが加速するんです。

実際、事業を進めながら更に協議会も様々あります。それで、自然再生法に基づく事業で複数の事業が計画されることも想定されています。

○市田忠義君 本法案は保全を目的とした事業を進める仕組みですが、自然再生法に基づく事業でも様々な問題が起こっています。法案のイメージ図を見ますと、一つの地域連携保全活動計画の中では複数の事業が計画されることも想定されています。法に基づく計画には特例措置が認められていますために、生物多様性の保全上適切であるかどうかの判断について極めて慎重な検討が求められます。

○政府参考人(鈴木正規君) これは大臣にこの件の最後にお聞かせいただきたいんですけども、事業実施後のモニタリングや科学的な検証についても、さきの政策評価で十分でないと、そういう問題点を指摘している

が、そこはどう担保されるのか、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) それぞれ所管される自然公園などもございますので、そうした規定との関係で、自然公園の管理の観点との整合性を図るという観点でその同意という制度を作つておきました。その代わり、そうした同意が得られた計画につきましては個別法の許可等のことが不要になるということです。そうした規制を確保して國の責任で進めるべきだと思う

が、それの所管されている自然公園との管理の整合性を取ることで御理解いただければといふうに思つております。

○市田忠義君 さきに挙げた自然再生法の推進に関する政策評価では、各法定協議会の実施計画に対する主務大臣の助言実績はない、実施計画を検討する専門会議の開催が計画実施の後になつているなどの問題点指摘しています。こういうことが繰り返されることがあつては私はならないと思う

んです。

第三者による客観的な検証が必要だと思うんですが、この点はいかがでしよう。

ましては、実際に事業を進めながら更に協議会で議論をしていくことが普通に行われております。そういう中で、事業の進捗に合わせて問題点がないかどうかの点検も行われるというものが理想的な姿だと思っております。

○市田忠義君 これは大臣にこの件の最後にお聞かせいただきたいんですけども、事業実施後のモニタリングや科学的な検証についても、さきの政策評価で十分でないと、そういう問題点を指摘しているわけです。モニタリングは非常にお金が掛かることがありますから、民間に頼りっぱなしではなかなか私進まないというふうに思うんです。これまで見てきた自然再生法に基づく取組で指摘されている問題を今後繰り返さないためにも、いわゆる民間任せにしないで、肝心なところは必要な予算を確保して國の責任で進めるべきだと思うのですが、大臣はその点どういうふうにお考えですか。もし大臣無理だつたらほかの方でも結構ですけれども。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 通告がございませんので分かる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

ありますけれども、なかなか今の状況の中では各個別の案件に対してはやつぱり自治体の裁量に任せているということが実情であります。

○市田忠義君 民間任せ、自治体任せにしないで、全部国が責任持てとは言わないけれども、肝心なところは国も関与して一定の予算措置、今まで返事できなくても、その方向で検討するぐらいは言えませんか、大臣。

○国務大臣(松本龍君) 今事例がありましたのは、環境省あるいは環境アセス、環境影響評価といふのは、環境の影響を評価をして開示をして提言をしていくことやる部署であります。モニタリングは非常にお金が掛かることがありますから、民間に頼りっぱなしではなかなか私進まないというふうに思うんです。これまで見てきた自然再生法に基づく取組で指摘している問題を今後繰り返さないためにも、いわゆる民間任せにしないで、肝心なところは必要な予算を確保して國の責任で進めるべきだと思うのですが、大臣はその点どういうふうにお考えですか。もし大臣無理だつたらほかの方でも結構ですけれども。

○市田忠義君 これ以上繰り返しませんが、モニタリングというのは非常にお金が掛かるわけです。だから、結局民間任せ、自治体任せにしたらうまく進まないという点はよく御検討いただきたいと。別の質問に移ります。

○国務大臣(松本龍君) 今回の提案されている法案のよう、保全を進めための仕組みづくり、これは当然大事であります。同時に、生物多様性がこれまでにない速度で失われている危機的な状況の下で、この五十年間の生物多様性の損失の最も大きな要因である開発、改変にどういう姿勢で臨むかと、これが問われていると思うんですけれども。

これは大臣の基本的立場をお聞きしたいんですけども、生物多様性の損失の最も大きな要因である開発、改変にどういう姿勢で臨むかと、これが問われていると思うんですけれども。

これは大臣の基本的立場をお聞きしたいんですけども、生物多様性の損失の最も大きな要因である開発、改変にどういう姿勢で臨むかと、これが問われていると思うんですけれども。

○国務大臣(松本龍君) 一般論で申し上げれば、簡単にと言わされましたけれども、実は私が今年の春読んだ本で、ちょっと時間をおいたて感動しました。

た本をちょっとお伝えをしたいんですけども、「逝きし世の面影」という、渡辺京二さんという熊本の在野の方がおられて、この人が書いた本ですけれども、江戸から明治、今五十年とおっしゃいましたけれども、百五十年前 日本がどうだったかということを外国人の目を通して書いた本なんですが、リンダウというイスの通商調査団の一人がおりまして、この人はプロシア人ですけれども、世界をずっと回ってきて、このリンダウが百五十年前、安政の終わりですけれども、日本に初めて来て、書いた言葉があります。

道を歩いていて、そこではすべてが安寧と平和を呼吸していた。村々も、豊かな作物に覆われた広大な平野も、野良仕事に携わっている農夫たちもである。青い海の上を滑り行く帆掛け船、緑の庭園のような田園、あるいは樹齢三百年の木立に包まれた寺院、花の香りを運ぶそよ風、しみ通り静けさ、すべてが休息を招いていた。今まで私はこれほどまでに自然のさなかに生きる人間の幸せを感じたことはなかつた。世界を歩いている人が、こういう百五十年前の日本の印象を語つておられます。

そこで、やっぱり戦前、戦後、高度経済成長とあって、様々な開発行為が行われてきた。しかし、私たちは、これを民間の人たちがナショナルトラストで鎌倉や和歌山や知床やいろんなところで自分たちのお金で頑張ってその森林を保全しようとすることが行われてきた。

そういう中で、環境省あるいは様々な、国土交通省、農林省、いろんなところで、先ほども話しましたけれども、いろんな方策を使ってきて、これからは新しい時代になって守つていかなければならぬという枠組みが整つてきた。そんな中で、環境省もやるべきこと、自然再生推進法もそうですけれども、今回の生物多様性保全活動促進法案等々も含めてこれからやつていかなければならぬと思います。

個々の開発事業につきましては、それぞれの自治体あるいは各省庁がそれ考えていかなければ

ばならない問題だというふうに思つております。

○市田忠義君 長々とお話しになりましたけれども、私が言いたかったのは、開発一般に共産党は反対じゃないんです。環境に大きな影響を与えるような開発については環境省としては厳しい態度で臨むのかどうかということを聞いたんです。厳しく態度で臨むなら臨むとお答えになればよかったです。

今のは、全体の含意としては、環境に大きな影響を与えるような開発は厳しい姿勢で臨むと、そういう理解していいですね。それはイエスかノーかだけいいです。

○國務大臣(松本龍君) 環境省がやる影響評価といふのは規模の大きいもの等々、そういうものとくことで私は理解しておりますので、それぞれ地域でいろいろ御検討いただくことが地方分権の筋だというふうに思います。

○市田忠義君 こんなときだけ地方分権と言つたら駄目ですよ。環境を破壊するような開発については、環境省としてはやっぱり厳格な態度で臨むというふうに思いますが、これは当たり前の話なんですよ。

そこで、やつぱり戦前、戦後、高度経済成長とあって、様々な開発行為が行われてきた。しかし、私たちは、これを民間の人たちがナショナルトラストで鎌倉や和歌山や知床やいろんなところで自分たちのお金で頑張ってその森林を保全しようということが行わってきた。

○政府参考人(鈴木正規君) 事業地面積が約六百六十ヘクタールうち改変区域の面積が、当初四百十ヘクタールだったところを見直しが行われまして現時点では約二百七十ヘクタールというふう伺っております。

○市田忠義君 六百六十ヘクタールですか、東京ドーム百四十一個分です。皇居の約六倍です。今、実際にはもつと減つたと、当初はこうだったけどおっしゃつたけど、量的な面だけじやない

も非常に私は大事だと思うんですけども、お聞きしますが、開発予定地内で確認されるい主な絶滅危惧種、どういうものがあるか、名前だけ述べてください。

○政府参考人(鈴木正規君) 愛知県企業庁が実施しました環境影響評価による調査によるものでござりますけれども、鳥類ではサギ科のミヅゴイ、それから猛禽類のサシバ、それから魚類ではホトケドジョウ等が確認されているというふうに伺つています。

○市田忠義君 ミヅゴイの希少性について述べてください。

○政府参考人(鈴木正規君) ミヅゴイについては、個体数が千羽未満という報告もござりますけれども、まだちょっと十分把握されていない部分もございます。主にフィリピン、台湾等から飛来しまして、本州、四国、九州、伊豆諸島等で、主に日本で繁殖すると、いうふうに言われております。現在、環境省のレッドリストでは絶滅危惧Ⅰ

B類ということをございます。

○市田忠義君 こういう巨大な面積の開発計画、しかもCOP10で日本政府はSATOYAMAニアシティを発信したわけですから、多くの絶滅危惧種の存在が確認されている、そういう里地里山を開発する計画です。COP10では、二〇二〇年までに生物多様性の損失を止めるための効果的な緊急の行動を取ることが合意されました。

○政府参考人(鈴木正規君) ちよつとまず事実関係だけを申し上げますと、先ほどからもございましては、どういうふうにお考えでしようか。基本的な認識だけで結構です。

○市田忠義君 じゃ、これは愛知県とトヨタ任せでいくと、環境省は関知しないと、こういうことです。

○政府参考人(鈴木正規君) 繰り返しで恐縮でございますが、本事業につきましては条例に基づきます評価が行われておりますので、地元の愛知県等によりますきちんとした対応がなされるということを期待しているところでございます。

○市田忠義君 その報告を求めて、環境省として重大な問題があるという場合に助言もするつもりでいる、愛知がちゃんと環境保護やつて

り返して申し訳ないんですが、開発行為というのは必ずどこかで何らかの環境影響が出てくるということでございますので、こうした評価条例等の運用に当たっては、出てきた影響をできるだけ小さくするように対応していただきたいというのが環境省の基本的な考え方でございます。

○国務大臣(松本龍君) 繰り返しになりますけれども、愛知県が様々な影響評価というものをされたというふうに認識しておりますし、私の町でも隣の町でも開発行為が行われています。

そこは、条例あるいは都市計画法あるいは様々な法律の中で、止めることあるはやめること、いろんなことはできると思いますけれども、アセスメントの場合は環境にどれだけ影響するのかということをやる。そういう意味では、本件については地域の、繰り返しますが、地域の自然の状況を把握している愛知県によつて適切な判断がなされているものと想料しておりますし、今自然局長が言われましたように、いわゆる環境省のアセスの対象外であるということで大臣は関与できないといふことになつております。

いずれにしろ、何らかの開発行為を行えば自然環境に対して一定の影響が避けられないでの、事業者である愛知県において地域の実情を踏まえて環境アセスメントに基づき環境保全上の配慮を十分に行つていただくことが重要だと思っております。

○市田忠義君 じゃ、これは愛知県とトヨタ任せでいくと、環境省は関知しないと、こういうことです。

○政府参考人(鈴木正規君) 繰り返しで恐縮でございますが、本事業につきましては条例に基づきます評価が行われておりますので、地元の愛知県等によりますきちんとした対応がなされるということを期待しているところでございます。

○市田忠義君 その報告を求めて、環境省として重大な問題があるという場合に助言もするつもりでいる、愛知がちゃんと環境保護やつて

も非常に私は大事だと思うんですけども、お聞きしますが、開発予定地内で確認されるい主な絶滅危惧種、どういうものがあるか、名前だけ述べてください。

○政府参考人(鈴木正規君) 愛知県企業庁が実施しました環境影響評価による調査によるものでござりますけれども、鳥類ではサギ科のミヅゴイ、それから猛禽類のサシバ、それから魚類ではホトケドジョウ等が確認されているというふうに伺つています。

○市田忠義君 ミヅゴイの希少性について述べてください。

○政府参考人(鈴木正規君) ミヅゴイについては、個体数が千羽未満という報告もござりますけれども、まだちょっと十分把握されていない部分もございます。主にフィリピン、台湾等から飛来しまして、本州、四国、九州、伊豆諸島等で、主に日本で繁殖すると、いうふうに言わせておりま

す。現在、環境省のレッドリストでは絶滅危惧Ⅰ

○市田忠義君 こういう巨大な面積の開発計画、しかもCOP10で日本政府はSATOYAMAニアシティを発信したわけですから、多くの絶滅危惧種の存在が確認されている、そういう里地里山を開発する計画です。COP10では、二〇二〇年までに生物多様性の損失を止めるための効果的な緊急の行動を取ることが合意されました。

○政府参考人(鈴木正規君) ちよつとまず事実関係だけを申し上げますと、先ほどからもございましては、どういうふうにお考えでしようか。基本的な認識だけで結構です。

○市田忠義君 じゃ、これは愛知県とトヨタ任せでいくと、環境省は関知しないと、こういうことです。

○政府参考人(鈴木正規君) 繰り返しで恐縮でございますが、本事業につきましては条例に基づきます評価が行われておりますので、地元の愛知県等によりますきちんとした対応がなされるということを期待しているところでございます。

○市田忠義君 その報告を求めて、環境省として重大な問題があるという場合に助言もするつもりでいる、愛知がちゃんと環境保護やつて

いりましたので、正面申し上げて驚きました。

この拠出金が今回の議定書採択においてどの程度の効果があつたのか。これは印象で構いませんけれども、やはりこれが局面を変えることになつたのかということ。

それから、具体的な中身ですけれども、この千六百三十億円に当初の生物多様性日本基金五十億円というものは含まれるのでしようか。それとも、千六百三十足す五十なのか。あるいは、この五百億というのは五年間で五十億、一方で千六百三十億というのは三年間で千六百三十億円ですので、例えば三十億円は含まれて残りの二十億は環境省から出るのか。どのような内訳になるのでしよう

も、やはり政府で一般会計に予算がない、厳しい厳しいといって削っているところで、一方で国際会議でどんどん大きな援助額が表明されると、一休それはどこから出てくるのだろうという印象を持つだろうと思います。

今回のこの約二十億ドルの財源というのは、現らく財政投融資特別会計、ここからJ B I C、日本政策金融公庫、国際協力銀行などにまず拠出をして円借款ですかそういう形で拠出をされるのだろうと私は思いますけれども、財源はどこにならうのでしょうか。また、どの国との分野に支出をするという具体的なイメージがあつてのこの金額なのでしょうか。また、全額拠出をせずに余る可能性はあるのでしょうか。

○大臣政務官(山花郁夫君) まず、少しお金の話では非制限解いたことがあります。あるんですナ

たが是れ何時角いたたまひたしにかあはててくわいども、確かに今國の財政状況が厳しい中で、いろいろな支援でちょっとびっくりするようなどいうお話をございましたけれども、ただ、今多くの国とのコンセンサスとしては、大体、例えばODAに使うお金というのは対GDP比の〇・七%ぐらいは各国出そうよというのがコンセンサスになつてゐるんですけども、実は日本というのは〇・一八しか出しておりませんで、先進国のコンセンサスからすると四分の一ぐらいという非常にちよつと残念な、我々としては、中でぎりぎりのところをやつて、いるということをまず前提としてちょっと御理解、この機会にいただければとお願ひをしたいと思います。

その上で、財源の中身についてですけれども、財政投融资特別会計から例えばJ-B-I-Cを介して、ということがあるのかという御質問ですけれども、現時点で想定している支援内容にJ-B-I-Cを介してというものは存在をしておりません。また、具体的な、どの国との分野にというお話をしたけれども、御案内のことかもしれませんけれども、こうした円借款も含めて、あるいはJ-B-I-Cの資金協力だとか技術協力などなど、いろんなメニューがあるんですけれども、それは要請に基づいて

ついで一国間でやるものとマルチのものとあります

いうのはあるのでしょうか。
それからもう一つ、財源ですけれども、外国為替資金特別会計、いわゆる外為特会の剩余金、こ

れを一部一般会計に繰り入れたりもしてきたわけですが、それでも、このドル資産を運用することによって、ある剩余额をドルのまま使うということの可能性を私は深めていただきたいと思っております。

今、現時点では、この剰余金に対して、マーケットで交換するとまた為替に影響が出てしまうので、政府短期証券をまたその裏で発行するというようなことになつておりますので、できるだけドル資産でできた利益をドルでODAなどに活用できないのだろうかと考えております。この点についても御見解があれば伺いたいと思います。

○大臣改務官（山元邦太郎） まず、今回の二十億

ドルの支出をすることによってほかのODAの予算に影響があるのでないかという御質問ですけれども、今般表明した支援というのは、大体ODAの支出のトレンドを見た上で、今後の二〇一〇年目標の検討状況というのを踏まえて、今後の我が国の生物多様性保全に関する支援の在り方について所て整理していくことになります。

して楽しんでいたいシナリオとして考えておるが、たるものでありまして、という答弁ぶりだとちょっと分かりづらいかもしませんけれども。ある意味、メニューとしてはしばらくだった、だから既にある程度進行中で計画されていたものなんかについても、このイニシアティブとしてまとめないとなかなか目に見えてこなかつたものをまとめたものなども存在いたしておりますので、つまり、批判的な立場で書かれてはいるが、その立場で書かれてはいるが、

半的な講話で書かれた新聞なんかは既存のものの寄せ集めしただけじゃないかみたいなこと書かれたことがありますけれども、ある意味ばらばらで分かりづらかったものをまとめたいということもありまして、その中で、あと、これから今後の先の見通し、三年、二〇一二年までということですから、その大体トレンドの中で算出をしたものでありますので、ODAの予算全体の中からの、途上国からの要望だとかニーズだとか我が国の支援実施能力も踏まえて、そのバランスの中で決定い

たしましたので、今の時点での見通しでいうと、これをやるからほかのが削られるという関係にはないものと思つております。また、先のことですので、予算の獲得については関係省庁にお願いをする立場でございます。

また、外為の剩余金については、一つのアイデアとは存じますけれども、これちょっと、そここのところを外務省として手当てするという立場にはございませんので、ちょっとその部分については答弁を控えさせていただきたいと思います。

○亀井亞紀子君 是非、財務省との話合いの中で前向きな方向に話が進みますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○亀井亞紀子君　ただ、実際に、確かに飼育して直しを図りながら、必要な見直しを図つていきた
いというふうに思つております。
そこで、特定外来生物の駆除についてお伺いし
ますけれども、私は琵琶湖のブラックバスに大変興
味を持つております。これは国会議員になる前
ですけれども、国際交流事業で外国人の青年を連
れて琵琶湖に行きました。そのときに、琵琶湖は
世界でも非常に古い、五つか十の指に入るくらい

で、行かれた皆さんもお分かりだと思いますけれども、NGOの皆さん、あるいは子供たち、若い人たちが活動されておりました。私は、二十六日から七、八、九と行つて、弁当、弁当、カツツめん、カレーライスという昼飯で、バスバーーー、頼んだけれども売り切れで駄目でした。多分、食べたかどうか、副大臣に聞いてください。

○副大臣(近藤昭一君) 済みません、私もちょっとバスバーーー、食べてないものですからちよつとも味の評価はできないんですけども、聞いたところで、サイドイベントとしての評価ということです。二十日と二十一日に国際会議場内において行わるの二十日と二十一日に国際会議場内において行

立琵琶湖博物館の館内のレストラン「ほのそみ」でふだん提供されているようですが、実は県の駆除が大分進んでしまって、ブラックバスがないそうです。それで夏季限定のメニューになっているそうなんですけれども。元々は駆除を急いで行つたのでしょうかけれども、やはり駆除というのは廢棄物になつていくわけですから、現在ブラックバスは飼料などに使われているようだけれども、それがリサイクルできるのであれば、その方が良い方法ではないかと私は思います。このブラックバスバー以外に、私はペットフードなどもどうだろうかと思つたんです。それでまた調べましたら、この琵琶湖の沖島と読むん

それでは、他の質問に移らせていただきます。
特定外来生物についての質問でございます。田んぼに現れるカミツキガメですか、あるいはアライグマは寺や寺院に生息して器物を損壊したり、ワニがどこかに出現したり、いろいろな事件が起きております。ですので、この特定外来生物というものは、私、非常に関心が高いんですけども、調べましたら、二〇〇六年六月一日施行で特定外来生物法というのがもうできておりまして、これによつてペツトの輸入は規制をされております。けれども、この法律以前に輸入されたペツトといふのは飼育することができるのでしょうかし、また飼い切れなくなつてどこかに捨てるということが発生しているのだと思います。

この法律ができたことによる効果、また、何とかの特定外来生物が減少するような方向に向かっているのかどうか、現状を教えていただけますか。

古い淡水湖で、大きくて、日本古来の生物がたくさんすんでいます。それなのに、このブラックバスを放したおかげで日本古来の種の稚魚をみんなのみ込んでしまう、何とばかなことをしたものだと。当時、イギリスから来た研究者が一生懸命日本古来の種を守ろうとしておりまして、その説明を伺つたことが今でも非常によく覚えているんです。

それで、今回いろいろと調べましたら、COP10の正式サイドイベントで、琵琶湖のブラックバスを使つたフィッシュバーガー、バスバーガーが提供されたとありました。環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室が主催した「食べて考える、外来種ワーケーション」「日本の外来種問題」とその対応」とありますけれども、二十日と二十一日に一日百食ずつこのバスバーガーが振る舞われたそうですが、評判などはいかがでしたでしょうか。どなたか試食はされたのでしょうか。

対策の取組を国内外に発信するために行われたと
いうことであります。

そして、その中でバスバーガーが、琵琶湖産の
特定外来生物オオクチバスということで用いられ
て、捕獲した外来種を有効に活用する事例の一つ
として紹介されたということになります。用意し
た百食が足りなくなるほどの盛況ぶりだったことは
聞いておりますけれども、食べた方から間接的に
聞きましたけれども、淡泊でおいしいと非常に好
評であったと聞いておるわけであります。

また、海外からの参加者から、外来生物法の制
定や同法に基づく侵略的なペットの輸入規制な
ど、COP10で議論された内容を含む我が国の先
進的な取組についていろいろと質問があつたとい
うふうに聞いております。その意味で非常に発信
力のあるイベントであつたと承知しております。

今回の取組が各国における外来種対策、まあ外

料にしたペツトフレードを開発したとあります。それで、地元でもそういう取組が始まつてゐるようなんですが、やはりこういった取組、私は推進していくべきだと思っておりますので、県の駆除とのバランスですね、もしこういった商品にニーズがあるのでしたらば、県の駆除の量を少し少なくして、こういう地元のいわゆる活性化、もしかしたら雇用も生み出すかもしれませんし、そうした方向に転換する手助けのようなことをしていただけると有り難いと思いますけれども、いかがでしようか。大体年四百から五百トン、このブラックバス、駆除されているそうでございます。御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(鈴木正規君) 御指摘のとおり駆除した後をどうするかというのは結構大変でございまして、そのことについていい事例がありましたが、是非、多くの方に知つていただくというのは重

○政府参考人(鈴木正規君) 外来生物法の施行時に既に飼われていたものであっても、それを野に放すとかそういう行為は違法行為になつておりますので、そういうのは取締りの対象になるということをございます。

ただ、いざれにしましても、特定外来生物のセ定とかそういうことについては、どのぐらい侵襲的であるかどうかという点も含めまして、よく目

○國務大臣(松本龍君) 残念ながら食べていません
今、外菜種のお話ですけれども、私たちの子供のころはザリガニとかセイタカアワダチソウとかいっぱいいて、侵略的なものはやっぱり排除していくかなければならないというふうに思っています。

○亀井亞紀子君　このバスバーガーというのは眞
来種対策、日本もまだまだしかりと取り組んで
いかなくてはならないわけであります。が、こうして
た外来種対策として法律を持つて居る国は決して
多くはない、ということでございまして、こうした
取組が世界的にも広がる、推進につながることと
いうことで期待をしているところであります。
ありがとうございます。

要でございますので、優良事例の一つとしてまた皆さんにも御紹介していくという形で広報していただきたいというふうに思います。○亀井亞紀子君 今回のバスバーーなどは面白い事例だと思って紹介させていただきました。それでは、今回の法律案についての質問をさせさせていただきます。

○國務大臣(松本龍君) 残念ながら食べていませ
ん。
今、外來種のお話ですけれども、私たちの子供
のころはザリガニとかセイタカアワダチソウとか
いっぱいいて、侵略的なものはやっぱり排除して
いかなければならないというふうに思つていま
す。

来種対策、日本もまだまだしかりと取り組んでいかなくてはならないわけであります、こうした外来種対策として法律を持つてている国は決して多くはないということでございまして、こうした取組が世界的にも広がる、推進につながることと、いうことで期待をしているところであります。ありがとうございます。

要でございますので、優良事例の一つとしてまた皆さんにも御紹介していくという形で広報していただきたいというふうに思います。

○亀井亞紀子君 今回のバスバーーなどは面白い事例だと思って紹介させていただきました。それでは、今回の法律案についての質問をさせていただきます。

第十一部 環境委員会會議録第四号 平成二十二

いたします。

地域連携保全活動の推進について書かれておりまして、その地域の特定非営利活動法人が市町村に対して地域連携保全活動計画の案の作成を提案することができます。けれども、五の方で、その地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならぬこととすることと、努めなければならないという表現なのですけれども、これを義務付けなかつたのはなぜでしょうか。この場合は、幾らそのNPOが提案をしても無回答ということがあり得るのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) 法案につきまして触れていただきましてありがとうございます。誠に鋭い御質問をいただいたと思っていますところでございます。今、亀井先生おっしゃったような書きぶりになつて、いるわけでありますけれども、NPOなどのがある地域におきまして生物多様性を保全する活動を実施したいという場合におきまして、積極的な参加を促していくという意味におきまして、NPOなどが市町村に提案をすることができる旨規定をされているわけでございます。

この提案に対する市町村の応答、お答えにつきましては、地域主権改革の趣旨にのつとり、地方自治体に対する義務付けはできるだけ避けるべきという観点から、努力義務として規定がされています。努力義務ではありますけれども、法律に基づく提案がなされた以上、市町村においては十分かつ真摯な検討が行われて何らかの回答がなされるものと考えています。つまり、市町村の自主的判断ではありますけれども、この法案の精神に従つて、市町村におきましては誠実な対応がなされるものと期待をしているところでございます。

ありがとうございます。

○亀井亞紀子君 もう少し積極的に環境省にはか

かわつていただきたいなと思います。

先ほど中川委員の質問にもありましたけれども、この法律があるのとのないのとどう違うのだろうかというか、あつてもなく余り変わらない法律は作りたくないということを、御発言がありましたけれども、私もこれ読みまして、どう違つてくるのだろうかと考えてしまつたので、その点積極的なかかわりを持つていただきたいとお願い申し上げます。

具体的な例といたしまして、例えば、私は泡瀬干渴のことを思い出しました。泡瀬干渴に関して地元でも反対運動がある一方、やはり地元で公共事業が欲しいということで計画の推進を訴える人たちもいるわけですけれども、仮にこの地域のNPOが、じや沖縄市に対して地域連携保全活動計画の案を提案したとして、それに対して市が無回答ということがあり得るんじゃないかと思ったんですけれども、どのような御見解でしょうか。

また、この計画について、泡瀬の計画について、環境省としてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○政府参考人(鈴木正規君) 泡瀬の事業につきましては、沖縄県が環境面から審査を行いまして、NPOなどが市町村に提案をすることができる旨規定をされているわけでございます。

この提案に対する市町村の応答、お答えにつきましては、地域主権改革の趣旨にのつとり、地方

極的にかかわつていただきたいと私は強く要望をしたいと思います。

それは最後の質問に移ります。

これも法律案の中の文言でありますけれども、地域連携保全活動支援センターについて質問いたします。

地域連携保全活動の拠点として地方自治体、市町村などがセンターを設けるというようなことでござりますけれども、何となくこのイメージが浮かびません。一方で、環境省の出先機関として、富士吉田に生物多様性センター、それから全国に地方環境事務所がございます。

この地方環境事務所というのは一体、人員、体制はどの程度、何をしているのでしょうか。そ

して、この生物多様性センター、富士にある、こそこはどんな施設なのでしょうか。こういった環境省の機関がむしろこういった保全活動の中核的役割を担うべきではないかとも思うんですけども、こういった地方環境事務所と、あと地方公共団体の連携についてもお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木正規君) 地方環境事務所は、約六割の仕事が国立公園の管理の仕事をしております。出先の下に約八十か所ぐらいの保護官事務所を持っておりまして、大体保護官事務所には一人とか二人ぐらいの保護官が配置されて、それぞれの国立公園の許認可等の対応をするということです。現場で実際、どういう工作物を造った場合には許可しないといふのを判定していくような仕事が、実はこの出先の仕事の約六割は国立公園の仕事をしております。

あとの残りのうちかなりの部分は、廃棄物につきまして輸出入のバーゼル条約というのがございまして、ごみの輸出入については許認可を国がしないといけないということになつてますので、そのチェックをしているというようなことでございまして、現場に非常に近い仕事をしているとい

は全国の基礎調査の拠点で、どのような植生で国土がつくられているかとか、生物多様性の現況はどうなつてあるかというふうな調査の拠点であるとともに、剥製も含めていろんな標本等を集めて生物多様性の資料を収集しているというふうな場所でございます。

それで、長くなつて恐縮でございますが、御質問の地域連携保全活動支援センターということなんですが、これは実は、実際の活動をしようというNGOの方、それから自分の土地を提供して、そういうふうなフィールドを提供してもらいたいと思っておられる地主の方、それから企業の中には社会貢献としてそうしたNGOの活動を一定のものについては応援してもいいよという考え方をお持ちの企業もございます。そういう言わばスポンサーの方のそれそれのニーズをうまく組み合わせてコーディネートするという仕事はなかなか市町村では難しいのではないかということ、都道府県にお願いできればなというふうに思つております。

そして、その都道府県の組織は既存のいろんな組織が考えられるんじゃないかなと思つております。

それは特定の形ではなくて、それぞれ御工夫いただいてやつていただけないかなと。もちろん環境省としましても、そうした全体の各都道府県を超えたような話もございますので、そういうことについては環境省がサポートしていくといふうな形で応援したいというふうに思つております。

○亀井亞紀子君 以上です。終わります。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。今審議している法案は、環境省の方では里地里山法というように通称をしていらっしゃるようですが、確かに今政府の方は、里地里山というような二次的な自然の大切さということを随分力説しているらつしやるというふうに思います。確かに、自然を守るとか生物の多様性を守るというふうに思つたときに、原生的な自然を守るのは、これは昔から当然のこととして挙げられていました。

が、その原生的な自然を乱開発とか人間の手による破壊から守つていくということは、これは古典

的な非常に環境を守るということだったんだが、それに加えて、一方、里地里山のような二次的な自然にも豊かな生態系があるわけだし、これは逆にかえつて人間の手を適切な形で入れていれば、かなければより良い生態系が守れないという、そういう考え方があるというふうに思いますし、その部分が今までどちらかといつと法律の整備でも手薄だったということで今回こういうようないいなものを作り出していくことによってこの法律が出てきたと思うんですけど、その趣旨はよく分かるんです。されども、法文を見ますと、例えば里地里山とか二次的な自然という言葉そのものは出てこないわけですよ。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、この法律の中では地域連携保全活動計画というようなものを書いていくことになっていますけれども、これはいわゆる二次的な自然だけが対象なのか、それとも全くの原生林とか若しくは全くの人工林、例えば杉とかヒノキのまさに育成している、そうしたような森林などもこれは対象になり得るのかどうか、大臣にお伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(松本龍君) どうも全く同じような思いを私もしております、様々読んでおりました。水野先生は七年前も熱心に環境委員会で頑張つておられたことを今思い出しております。

私はこの法律の名前をすべて一字一句読みとされたらなかなか難しいんですけど、生物多样性保全活動促進法案という、いわゆる里地里山、里山里地法案というふうに言われておりますけれども、ここで言う、二次林という言葉は使っておりませんけれども、昔は薪炭林という、まさに人の手が加えられた二次林という言葉になつて、それが人の手が加えられた二次林というふうに思つておりますけれども、いずれにしても、生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことができない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査などが地域連携保全活動だと思いまして、この法案では二次的自然、里地里山のような、おつしやったような人間の手が加わってつくられた自然環境のみを対象とするものではなくて、いわゆる先生さつきおつしやった原生林や人工林での活動についても対象になり得るものと考えております。

○水野賢一君 これは参考人で結構なんですが、この法律の四条には、地域連携保全活動計画というのは区域定めるというふうに書いてあります。この区域というのは、別に国有地だろうと公有地だろうと私有地だろうと全部対象になり得るわけですか。

○政府参考人(鈴木正規君) おつしやるとおり、すべて対象になります。

○水野賢一君 こういう森林の、別に森林だけじゃないですけれども、森林などの話になると、言葉も非常に定義がややこしかったりとかするの

があつて、例えば天然林に対して人工林だと、育成林と天然生林という言葉も

り、若しくは二次林とか自然林とかいろんな用語が使われてきて、それぞれ定義があるんでしよう

けど、これは政府としては、じゃこれは林野庁に聞いた方がいいのかもしれませんけど、こうした用語はどういうふうに定義付けて使つていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 今委員御指摘の人工林と天然林というについては、まず森林の生

い立ちに着目した概念でございます。ですから、いわゆる天然林といいますと、地面に種子がおつ

こちまして、自然にそこから植生が出てきたというふうに言いますし、人工林の場合は、人間の手で植えるという行為があるということをございます。

それから、育成林と天然生林という定義もござりますが、これは森林その後、成長過程全般を通じて、いわゆる人為がどの程度入ったかという

ことで、数年前にもオオクチバスを指定するふうに認識してますけれども。

それで、指定されると、必要があるときには防除することができる。特にこれは特定外来生物被

害防止法では十二条で、主務大臣等による防除と

(一)

ために少し除伐をしたとかということになれば、それは人為が加わりますので育成林ということになりますと、天然林のうちでいわゆる

人間の當為が加わってずっとこのないというような形のものを言つております。これは、私ども農林水産省の方での定義ということになろうかと思いま

ます。

○水野賢一君 今のを伺うと、大体、人工林と天然林が対になる概念で、育成林と天然生林が対になる概念なのかなというようなイメージを持ちます

けど、ほかにも自然林とか二次林という言葉もあつたりすると思うんですが、これは環境省に聞いた方がいいんでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) この概念、自然環境保全基礎調査で使つてている概念でございますが、

自然林というのは、人為の影響が少なくて、樹種などの構成が安定した、遷移が終わつた段階の

林、森林のことを言いまして、二次林は、伐採など人為変化や火山噴火などによる火災などによつて安定した自然林に移行期と思われるような林のことを二次林と呼ぶというふうにしております。

○水野賢一君 さて、この生物多様性に悪影響を与えるものというのは、やはり乱開発みたいなものもあれば、若しくは里地里山の場合、かえつて荒れちゃうことなどが多様性に悪影響ということもあらんでしょうが、やはりそれに加えて、先ほども

質問もありましたけれども、外来生物、特に侵入生物というのの問題も指摘をされます。

五年前に特定外来生物被害防止法ができて、その後もどの種を特定外来生物に指定するんだといふふうに認識してますけれども。

ギル問題が大論争になつたこともありますけれども、今九十七種類が政令で指定されているというふうに認識してますけれども。

それで、指定されると、必要があるときには負担金の徴収が行われた例はございません。とい

いますのは、ちょっとなかなか特定できなかつた

ということをございます。

○政府参考人(鈴木正規君) これまでのところ、負担金の徴収が行われた例はございません。とい

うことは法律に規定されていますけど、発動された例

といふのはございません。

○水野賢一君 一方、これは、特定外来生物を許可で飼育、栽培、保管、運搬、もちろん野外に放つなんていうのは当然のことですけど、そ

うようなことをしたときには法律上罰則掛かってきますよね。罰則が適用された例というのほどのくらいありますでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 恐縮ですけれども、検挙数で申し上げさせていただくしか今手元に資料ございませんが、二十一年末までに約四十件検挙されているという状況でございます。

○水野賢一君 さて、これは大臣にお伺いしたいんですが、この特定外来生物被害防止法では、この特定外来生物の定義というのは海外から持ち込まれるものということになっていますよね。そうすると、ところが、侵略的な外来生物になり得るのというのは国内での移動でもあり得て、一番典型的なのは、今年トキが、野生復帰のための訓練をしていたトキが佐渡島でテンに襲われて九羽死亡するというのがありましたけれども、このケースなど、佐渡島には元々テンはいないわけですから、それを本州から持ち込んで、野ウサギの駆除などのために持ち込んだが、それが野ウサギを襲うんじゃなくてトキを襲つちゃったというのがこ見れば明らかな侵略的外来生物の役割を果たしたわけでしょう。

こういうような場合は、若しくは、例えば今法律の下だと、例えば北海道に元々いない生物が北海道に持ち込まれたとかという場合は、これはどういう被害をもたらしても法律上には対象にならないというふうに思いますけれども、そういう理解でいいのか、またこの現状のままでいいのか、大臣にちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(松本龍君) 大変難しい御指摘でし

た。
私も、外来種と移入種はどう違うんだというふうを聞いて、一ヶ月前にある書評を読みまして、アメリカのミニズはほとんどが移入種だというふうに何か書いてあつたんですけれども、アメリカのミニズがどこから移入したのかなということも考えたら、かなり外来種と移入種、そして国内での移動ということについてかなり難しい話だとい

うふうに思っております。

さつきのトキを襲つたテンの話も、今の野ウサギを駆除するために佐渡島に持ち込まれたという話は知りませんでした。元々日本に生息する生物を国内のほかの地域に導入することに関しては、今おつしやつたとおり外来生物法の規制対象には、今おつしやつたとおり外来生物法の規制対象にはなっておりません。例えば、ネズミを駆除することによって遺伝的な多様性が低下をするといふことで、こうした生物についても慎重に取り扱うべきものと認識しております。自然公園法や自然環境保全法では国立公園などの保護地域において動植物の放出等を規制しているほか、蚩やメダカなどを他地域へ放つことのないよう指導するなど、生態系への悪影響の防止に取り組んでいます。

○水野賢一君 なかなか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されていますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こういう

されておりますので、当然その亞種のタンカイザリガニも物理的にはそういうふうな特定外来種に当たるということになるわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、そういう意味で問題がないことから防除作業は行われていない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては防除作業には乗り出していないという、そ

うことです。分かりました。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こういう

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こういう

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こういう

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こうい

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こうい

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こうい

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

関してはこの種の保存法の保護増殖事業計画でま

さにトキの保護がされているわけですが、今お話をあ

りました高島市の人造湖の淡海湖というの今は、コウノトリ、同じように今絶滅が危惧をされてしましましたように人造湖でございますので、他に侵略するような種が元々ないということで、

そういう意味で問題がないことから防除作業は行

われてない、むしろ御指摘にあつたようにきちんと保護していくと。他方で、そのタンカイザリガニが淡海湖以外に出ないよう注意をしていました

だいているというふうに聞いております。

○水野賢一君 指定はしたけれども淡海湖においては、コウノトリは豊岡市などで野生復帰などの試みが進んでいますけれども、コウノト

リの方は違う仕組みで同じようなことがなされて

いる。これはどうしてなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) すばらしい質問をいた

だきました、ありがとうございます。

○水野賢一君 なななか一朝一夕に解決する問題ではないというふうに思いますけれども、こういふ問題意識を踏まえていろいろと検討いただければと思いますが。

ちょっと個別のケースになりますけれども、この特定外来生物の被害防止法で最初に政令で種を指定していくときに、タンカイザリガニというのが、これは滋賀県の高島市の人造湖の淡海湖といふところにあるザリガニ、ウチダザリガニの両種が、希少野生動植物種を政令で定めることになつてますけれども、それ何種、若しくは両種を含めてもいいですけれども、どのぐらいの数を定めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 国内希少野生動物の方は八十二種、国際希少野生動植物種は六百九十八種類と、こういうことになつております。

○水野賢一君 こちらの種の保存法でも、そうして定められている動植物を勝手に捕獲したりとか輸出入したりとか陳列したりすると罰則が掛かってきますけれども、こちらの方は罰則が適用されただ例というのはどのくらいありますか。十二番の質問です。

○政府参考人(鈴木正規君) 同じく検挙者でござりますが、過去三年で約二十名の方が検挙されています。

○水野賢一君 ちょっとと通告していたうちの質

問、二問飛ばしまして、失礼いたしました。

それで、この種の保存法に関係して、こうい

う方が非常に希少な種であるから種の保存法の対象でもあるんだけれども、同時に特別天然記念物ですかから文化財保護法の対象でもあるということ

ろが、この保護増殖事業計画に関しては、トキに

で、文化庁にも関係するし環境省にも関係するんで、何か一つずつ分け合ったような印象があるんですね、お互いの役所同士のメンツみたいな感じで。トキは環境省で所管してコウノトリは文化庁で所管するという、そういう印象もありますが、印象ですから答弁はあえて求めませんけれども、そういうような印象を持つので、どうなのかなどという気もしないでもないですが。

さて、前回の質問で、前回一般質疑のときに質問したことについてちょっと繰り返し質問をさせていただきたいと思いますが、大気汚染に関するのですが、前回、大気汚染に関しては公害健康被害補償法で NO_xとかSO_xとか大量に排出している事業者は、被害者のぜんそくとか慢性気管支炎とかの被害者のための医療費などの、そのためのお金というので汚染負荷量賦課金を払っているということについて環境保健部長に聞いたところですが、これ改めて、この前お答えいただけなかつたので、上位の五社とそれぞれが支払っている金額について、もう文書でいただいていますが、議事録にも残しておくために改めてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐藤敏信君) まず、ただいまの委員の御質問の中にもありましたように、前回の委員の御質問と同様の御質問をいたいたわけですが、その際に意を尽くして説明をするということができませんで、結果としては審議に混乱を来してしまいましたして、この場を借りて改めて陳謝を申し上げる次第です。

御質問の数字でございますけれども、最新年度でございます平成二十二年度の申告額上位五社でございます。まず、新日本製鉄株式会社二十八億九千四百八十三万一千八百円、東京電力株式会社二十七億三千五百七十五千九百円、北海道電力株式会社十六億七百九十四万七百円、JX日鉄日石エネルギー株式会社十五億四千四百三十八万九千六百七十九千五百円、以上でございます。

○水野賢一君 今答弁にあつたように、新日鉄と

か東京電力とかそういう企業が二十億円とか三十億円近いお金を払っている。別に払っているから偉いというのじゃなくて、それだけの大気汚染被害をもたらしたから、それはそれで健康被害を受けた人に対しての補償金ですから当然なんですかね。逆に、ここで思うのは、大気汚染というのはもちろん一方でそうやって固定発生源と言われる工場からもたくさんSO_xとかNO_xとか出ているわけですけれども、一方で自動車排ガスからも大量に出ているわけですね。自動車メーカーといふのはこの中にあるわけなんでしょうか、保健部长で結構です。

○政府参考人(佐藤敏信君) ござります。ばい煙を発生する施設等設置者ということであれば、この中に自動車メーカーも入ってまいります。

○水野賢一君 要するに、例えばトヨタとか日産とかの工場が、それは工場としてもよく煙を出したりするわけだから、その中にNO_xやSO_xが入っているということはその意味ではあるんだけれども、一方で個々の自動車の排ガスの影響といふのは、その部分に関してはお金を払っていないわけですよね。そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(佐藤敏信君) そのとおりでござります。

○水野賢一君 要するに、それでいいのかという問題があると思うんですよ。

○政府参考人(佐藤敏信君) そのとおりでございます。

○水野賢一君 要するに、それでいいのかといふのは、先ほど申し上げたように、大気汚染というのはもちろん工場の排ガスでも多くの人が被害を受けるのは当然で、だからこそそうやって何十億円というお金をぜんそく被害者や気管支炎の被害者に対してその企業がお金を払うのは当然なんですが、一方、今の公害健康被害補償法では、自動車排ガス、つまり自動車は乗れば必ず排ガス出るわけですから、電気自動車とかじゃない限りは。ところが、自動車メーカーはその自動車に関しての排ガスに関しては全然お金を払っていないわけですね。じゃ、どうなつているかということは

と、今の仕組みでは自動車重量税でお金を充てているわけですね。つまり税金で充てているわけなんですかね、これで果たしていいのかというふうに、これは大臣にお伺いしますが、つまり自動車メーカーに対して負担を求めなくてよいのかという問題意識を持ちますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(松本龍君) 今御指摘の汚染負荷量賦課金を支払っていないことありますけれども、大気汚染によるぜんそく患者への補償は、污染物質を排出した汚染原因者がその寄与に応じて費用を負担することが基本とした答申を踏まえ、工場、事業所及び自動車ユーザーに負担を求めてきた経緯がござります。

こうした考え方については、制度発足以来、昭和四十九年以來ですけれども、審議会の答申をいたきながら継続してきたものであり、その考え方を変更すべき事情は生じていないと考えております。

○水野賢一君 確かに、昭和四十九年、この法律ができたのは四日市ぜんそくを基にしてこの法律ができたのですから、それ以降こういう制度で来ているわけですね。そういう理解でよろしいですか。

○水野賢一君 確かに、昭和四十九年、この法律ができたのは四日市ぜんそくを基にしてこの法律ができたのですから、それ以降こういう制度で来ているわけですね。そういう理解でよろしいですか。

○水野賢一君 要するに、それでいいのかといふのは、先ほど申し上げたように、大気汚染というのはもちろん工場の排ガスでも多くの人が被害を受けるのは当然で、だからこそそうやって何十億円というお金をぜんそく被害者や気管支炎の被害者に対してその企業がお金を払うのは当然なんですが、一方、今の公害健康被害補償法では、自動車排ガス、つまり自動車は乗れば必ず排ガス出るわけですから、電気自動車とかじゃない限りは。ところが、自動車メーカーはその自動車に関しての排ガスに関しては全然お金を払っていないわけですね。じゃ、どうなつているかということは

は、ただいま委員の御質問にありました制度発足の昭和四十九年以来、中環審の答申をいたしましたが、その後も、これまで果たしていいのかという考え方を現時点では変更すべき事情は生じていませんで、これは大臣にお伺いしますが、つまり自動車メーカーに対する負担を求めなくてよいのかといふ理解されるところであります。

○水野賢一君 ここら辺は今後おいおいまたいろいろ議論をしていければと、いうふうに思います。が、今日はそのぐらいにしますが。

さて、最後にちょっとお伺いをしたいのは、

ちょっと政策と違う話になるんですけど、環境政策を推進する体制づくりというか、そういうよう

な問題意識を持ちますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(松本龍君) 私、九月の十七日に大臣を拝命して、三日後の月曜日にニューヨークに飛

びましたので、その前に仙谷官房長官始めいろん

な方々と相談して、近藤副大臣、樋高政務官、

しっかりとお願いしますということで、ちょうどCOP10の愛知出身ですし、私は余り携帯電話知ら

ないんですけども、少ない携帯電話に載つてた樋高さんが政務官ということで選んでいただきまして、そのとおりになりましたんで、心強い副大臣と政務官をいたしました。私が仙谷さんと相談をして、しっかりと相談をして選んだということでござります。

○水野賢一君 そうすると、だから何か推薦リストみたいのを、自民党の何か派閥推薦リストみたいなのがあつたりとかなんとかということは

ちょっと違うのかなという感じがするんですけど、これは裏の方からも聞いてみる必要があると思うんで、副大臣、政務官、それぞれ経緯についてもちょっとと御答弁いただければというふうに思いました。

○副大臣(近藤昭一君) 私の携帯番号も大臣のところに入っていたわけありますけれども、大臣から御指名をいただきまして、一緒に頑張ろうということで御指名をいただいたということでござります。

○大臣政務官(樋高剛君) 松本大臣の下でこうして国家の政策遂行に、推進につきまして携われるごとに光栄に存じているわけでありますけれども、大臣、副大臣の下でしっかりと研さんを積んでまいりたいというふうに思つております。

○水野賢一君 本当に光栄に存じているわけありますけれども、大臣、副大臣の下でしっかりと研さんを積んでまいりたいというふうに思つております。

○委員長(北川イッセイ君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(北川イッセイ君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(北川イッセイ君) 異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分解散会

十一月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、アスベスト被害根絶に関する請願(第一六九号)(第一七三号)(第一七〇号)(第一七四号)(第一七五号)

(第一七六号)(第一七七号)(第二〇九号)

第一六九号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 長野県東松本市波田六、三一九
野村彰一 外二千四百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。いま二万人近くのじん肺有所見者がおり、毎年一、〇〇〇名前後が最重症患者として新たに認定されている。また、毎年一、〇〇〇名近くが死亡していると言われる。石炭じん肺やトンネルじん肺について、国の加害責任は判決により、明確になっている。ILO(国際労働機関)・WHO(世界保健機関)は、二〇一五年には世界中からじん肺を根絶するべきである、そのため各国政府はじん肺根絶計画を策定すべきであると提唱している。日本も、遅くとも二〇一五年までにじん肺を根絶するための抜本的な制度改革に取り組むことが求められている。アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることは明らかとなつてゐるが、これが十分な対策を探つてこなかつたため、多数のアスベスト被害が発生し、五月一九日には、大阪地方法院において國の責任を認める判決が言い渡されている。労働安全衛生法施行令の改正により二〇〇六年九月一日から石綿の使用等が原則的に禁止されたが、今後もアスベストを使用した建物の改修、解体工事等による大量の被害発生が危惧される。二〇〇六年三月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、七月一日から救済の対象となる指定疾病が拡大されたが、い

まだ中皮腫^{じゆ}と肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の四つに限定するとともに、救済給付金も十分な内容となつてゐる。じん肺やアスベスト建設害の根絶とともに、被害者を救済するためには、基金制度の創設が必要であり、取り分け被害者が多発しているトンネルじん肺、石炭じん肺建設アスベスト被害に関しては急務である。また、トンネルや炭鉱、金属鉱山などじん肺を多く出してきた職場では、じん肺のほかに振動病が多発しており、その根絶と被害救済も課題となつてゐる。厚生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に関して一九七七年に発出した通達を改定しようとされているが、その内容は医学界等の合意もないまま、振動障害に苦しむ患者を切り捨てるものと言わざるを得ない。

ついては、次の措置を探られた。
一、「石綿による健康被害の救済に関する法律」を補償法に改めるとともに、給付金額を労災補償と同等にするなど、救済内容を充実させること。
第一七四号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 青森市安田字近野三九四ノ一 相馬清憲 外千二百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七五号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 神奈川県海老名市今里三ノ二八ノ二四 時任美津子 外千二百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七六号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 山形県酒田市中野新田四七 成沢清 外千二百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七七号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 長野県松本市元町一ノ八ノ一四〇二〇一 栗本美奈 外千二百

アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 新潟県村上市寝屋一三〇ノ二四〇年外千二百四十九名

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
紹介議員 井上 哲士君

第一七三号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 神戸市垂水区星陵台三ノ一 上野尚洋 外千二百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七二号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 正義 外二千四百九十九名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七一号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 富山県高岡市西町二ノ一二 内島正義

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一七〇号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 田村 智子君

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一六九号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 山形県酒田市中野新田四七 成沢清

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。
第一六八号 平成二十二年十月二十二日受理
アスベスト被害根絶に関する請願
請願者 長野県松本市元町一ノ八ノ一四〇二〇一 栗本美奈 外千二百

紹介議員 井上 哲士君

紹介議員 四十九名
山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第二〇九号 平成二十二年十月二十七日受理
アスベスト被害根絶に関する請願

請願者 青森県八戸市湊町大沢二七ノ二一
久保裕幸 外二千四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

平成二十二年十一月十九日印刷

平成二十二年十一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F